

相互協議の手続について（事務運営指針）新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、新設又は改正部分である。

改正後	改正前
<p>第1 通則</p> <p>1 用語の意義</p> <p>この事務運営指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>イ～ホ (省 略)</p> <p>へ 移転価格課税 我が国における租税特別措置法第66条の4 <u>第1項</u>《<u>国外関連者との取引に係る課税の特例</u>》若しくは第68条の88<u>第1項</u>《<u>連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例</u>》の規定に基づく課税又は相手国等におけるこれらに類する課税をいう。</p> <p>ト・チ (省 略)</p> <p>リ <u>恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領 平成28年6月28日付査調7-1ほか3課共同「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」(事務運営指針)において定める恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領をいう。</u></p> <p>ヌ <u>連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領 平成28年6月28日付査調7-2ほか3課共同「連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」(事務運営指針)において定める連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領をいう。</u></p> <p>ル 納税の猶予 租税特別措置法第66条の4の2《<u>国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予</u>》(同法第66条の4の3第11項《<u>外国法人の内部取引に係る課税の特例</u>》及び第67条の18第10項《<u>国外所得金額の計算の特例</u>》)において準用する場合を含む。)又は同法第68条の88の2《<u>連結法人の国外関連</u></p>	<p>第1 通則</p> <p>1 用語の意義</p> <p>この事務運営指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>イ～ホ (同 左)</p> <p>へ 移転価格課税 我が国における租税特別措置法第66条の4《<u>国外関連者との取引に係る課税の特例</u>》<u>第1項</u>若しくは第68条の88《<u>連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例</u>》<u>第1項</u>の規定に基づく課税又は相手国等におけるこれらに類する課税をいう。</p> <p>ト・チ (同 左)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>リ 納税の猶予 租税特別措置法第66条の4の2《<u>国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予</u>》<u>第1項</u>又は第68条の88の2《<u>連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予</u>》<u>第1項</u>に規定する納税の猶予をいう。</p>

改正後	改正前
<p>者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》<u>（同法第68条の107の2第10項《連結法人の連結国外所得金額の計算の特例》において準用する場合を含む。）</u>に規定する納税の猶予をいう。</p> <p>㍺ 納税の猶予等の取扱要領 平成27年3月2日付徴徴5-10ほか1課共同「納税の猶予等の取扱要領の制定について」(事務運営指針)において定める納税の猶予等の取扱要領をいう。</p> <p>㍻ 事前確認 移転価格事務運営要領1-1(35)に規定する事前確認、<u>連結法人に係る移転価格事務運営要領1-1(37)に規定する事前確認、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領1-1(16)に規定する事前確認若しくは連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領1-1(14)に規定する事前確認又は相手国等におけるこれらに類するものをいう。</u></p> <p>㍼ 確定申告書 所得税法第2条第1項第37号<u>《定義》</u>及び法人税法第2条第31号<u>《定義》</u>に規定する確定申告書、地方法人税法第2条第1項第16号<u>《定義》</u>に規定する地方法人税確定申告書、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」という。）第6条第8号<u>《定義》</u>に規定する復興特別所得税申告書及び同法第40条第14号<u>《定義》</u>に規定する復興特別法人税申告書、相続税法第1条の2第2号及び第3号<u>《定義》</u>に規定する申告書並びにこれらに添付することとされている書類をいう。</p> <p>㍽ 連結確定申告書 法人税法第2条第32号に規定する連結確定申告書及びこれに添付することとされている書類をいう。</p> <p>㍾ 個別帰属額等の届出書 法人税法第81条の25第1項及び第2項<u>《連結子法人の個別帰属額等の届出》</u>の規定により連結子法人がその本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出することとされている書類をいう。</p> <p>㍿ 居住者 所得税法第2条第1項第3号に規定する居住者をいう。</p>	<p>㍺ 納税の猶予等の取扱要領 平成27年3月2日付徴徴5-10ほか1課共同「納税の猶予等の取扱要領の制定について」(事務運営指針)において定める納税の猶予等の取扱要領をいう。</p> <p>㍻ 事前確認 移転価格事務運営要領1-1(35)に規定する事前確認(<u>移転価格事務運営要領5-24において本支店間取引について準用する場合を含む。</u>)若しくは連結法人に係る移転価格事務運営要領1-1(37)に規定する事前確認又は相手国等におけるこれらに類するものをいう。</p> <p>㍼ 確定申告書 所得税法第2条第1項第37号及び法人税法第2条第31号に規定する確定申告書、地方法人税法第2条第1項第16号に規定する地方法人税確定申告書、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」という。）第6条第8号に規定する復興特別所得税申告書及び同法第40条第14号に規定する復興特別法人税申告書、相続税法第1条の2第2号及び第3号に規定する申告書並びにこれらに添付することとされている書類をいう。</p> <p>㍽ 連結確定申告書 法人税法第2条第32号に規定する連結確定申告書及びこれに添付することとされている書類をいう。</p> <p>㍾ 個別帰属額等の届出書 法人税法第81条の25第1項及び第2項の規定により連結子法人がその本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出することとされている書類をいう。</p> <p>㍿ 居住者 所得税法第2条第1項第3号に規定する居住者をいう。</p>

改正後	改正前
<p>㇏ 非居住者 所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者をいう。</p> <p>㇐ 内国法人 法人税法第2条第3号に規定する内国法人をいう。</p> <p>㇑ 外国法人 法人税法第2条第4号に規定する外国法人をいう。</p> <p>㇒ 連結親法人 法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。</p> <p>㇓ 連結子法人 法人税法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。</p> <p>㇔ 連結法人 法人税法第2条第12号の7の4に規定する連結法人をいう。</p> <p>㇕ 申立者 我が国において相互協議の申立てを行った個人又は内国法人をいう。</p> <p>㇖ 国外関連者 租税特別措置法第66条の4第1項若しくは第68条の88第1項に規定する国外関連者又は相手国等の移転価格課税に関する法令上これらに類する者をいう。</p> <p>㇗ 庁相互協議室 国税庁長官官房国際業務課相互協議室をいう。</p> <p>㇘ 庁徴収課 国税庁徴収部徴収課をいう。</p> <p>㇙ 庁主管課 国税庁課税部課税総括課、個人課税課、資産課税課若しくは法人課税課、国税庁徴収部管理運営課又は国税庁調査査察部調査課をいう。</p> <p>㇚ 局特別整理部門 国税局徴収部特別整理総括第一課(名古屋国税局にあっては特別整理総括課、札幌、仙台、広島、高松、福岡及び熊本国税局にあっては特別整理第一部門、金沢国税局にあっては特別整理部門)又は沖縄国税事務所特別整理部門をいう。</p> <p>㇛ 局関係課 国税局課税第一部(金沢、高松及び熊本国税局にあっては課税部)課税総括課、個人課税課若しくは資産課税課、国税局課税第二部(金沢、高松及び熊本国税局にあっては課税部)法人課税課、国税局徴収部管理運営課若しくは徴収課、国税局調査査察部(東京及び大阪国税局にあっては調査第一部、名古屋国税局にあっては調査部)調査管理課又は沖縄国税事務所課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、徴収課若しくは調査課をいう。</p> <p>㇜ 管理運営担当部門 税務署において管理運営事務を所掌している部門(管理</p>	<p>㇗ 非居住者 所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者をいう。</p> <p>㇘ 内国法人 法人税法第2条第3号に規定する内国法人をいう。</p> <p>㇙ 外国法人 法人税法第2条第4号に規定する外国法人をいう。</p> <p>㇚ 連結親法人 法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。</p> <p>㇛ 連結子法人 法人税法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。</p> <p>㇜ 連結法人 法人税法第2条第12号の7の4に規定する連結法人をいう。</p> <p>㇝ 申立者 我が国において相互協議の申立てを行った個人又は内国法人をいう。</p> <p>㇞ 国外関連者 租税特別措置法第66条の4第1項若しくは第68条の88第1項に規定する国外関連者又は相手国等の移転価格課税に関する法令上これらに類する者をいう。</p> <p>㇟ 庁相互協議室 国税庁長官官房国際業務課相互協議室をいう。</p> <p>㊀ 庁徴収課 国税庁徴収部徴収課をいう。</p> <p>㊁ 庁主管課 国税庁課税部課税総括課、個人課税課、資産課税課若しくは法人課税課、国税庁徴収部管理運営課又は国税庁調査査察部調査課をいう。</p> <p>㊂ 局特別整理部門 国税局徴収部特別整理総括第一課(関東信越及び名古屋国税局にあっては特別整理総括課、札幌、仙台、広島、高松、福岡及び熊本国税局にあっては特別整理第一部門、金沢国税局にあっては特別整理部門)又は沖縄国税事務所特別整理部門をいう。</p> <p>㊃ 局関係課 国税局課税第一部(金沢、高松及び熊本国税局にあっては課税部)課税総括課、個人課税課若しくは資産課税課、国税局課税第二部(金沢、高松及び熊本国税局にあっては課税部)法人課税課、国税局徴収部管理運営課若しくは徴収課、国税局調査査察部(東京及び大阪国税局にあっては調査第一部、名古屋国税局にあっては調査部)調査管理課又は沖縄国税事務所課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、徴収課若しくは調査課をいう。</p> <p>㊄ 管理運営担当部門 税務署において管理運営事務を所掌している部門(管理</p>

改正後	改正前
<p>運営部門又は管理運営・徴収部門が設置されていない税務署においては総務課)をいう。</p> <p>㉔ 徴収担当部門 税務署において徴収事務を所掌している部門(徴収部門又は管理運営・徴収部門が設置されていない税務署においては総務課)をいう。</p> <p>㉕ 法人担当部門 税務署において、法人税、地方法人税、復興特別法人税、源泉所得税、<u>復興特別所得税</u>、法人の資産の譲渡等に係る消費税、酒税及び間接諸税事務を所掌している部門をいう。</p> <p>㉖ 徴収猶予(地方税) 地方税法第55条の2《租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予》(連結法人にあっては<u>同法</u>第55条の4《租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予》)、<u>同法</u>第72条の39の2《租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予》(連結法人にあっては<u>同法</u>第72条の39の4《租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予》)及び<u>同法</u>第321条の11の2《租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予》(連結法人にあっては<u>同法</u>第321条の11の3《租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予》)に規定する徴収猶予をいう。</p> <p>㉗ 徴収猶予(地方税)に係る都道府県への通知 地方税法第55条の3《法人の道府県民税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知》(連結法人にあっては<u>同法</u>第55条の5《連結法人の道府県民税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知》)及び<u>同法</u>第72条の39の3《法人の事業税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知》(連結法人にあっては<u>同法</u>第72条の39の5《連結法人の事業税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知》)に規定する通知をいう。</p> <p>㉘ 個別帰属法人税額 地方税法第23条第1項第4号の2《道府県民税に関する用語の意義》に規定する個別帰属法人税額をいう。</p> <p>㉙ 都道府県税務課 都道府県において<u>都民税又は道府県民税及び事業税</u>に関</p>	<p>運営部門又は管理運営・徴収部門が設置されていない税務署においては総務課。)をいう。</p> <p>㉔ 徴収担当部門 税務署において徴収事務を所掌している部門(徴収部門又は管理運営・徴収部門が設置されていない税務署においては総務課)をいう。</p> <p>㉕ 法人担当部門 税務署において、法人税、地方法人税、復興特別法人税、源泉所得税、法人の資産の譲渡等に係る消費税、酒税及び間接諸税事務を所掌している部門をいう。</p> <p>㉖ 徴収猶予(地方税) 地方税法第55条の2《租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予》(連結法人にあっては第55条の4《租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予》)、第72条の39の2《租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予》(連結法人にあっては第72条の39の4《租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予》)及び第321条の11の2《租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予》(連結法人にあっては第321条の11の3《租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予》)に規定する徴収猶予をいう。</p> <p>㉗ 徴収猶予(地方税)に係る都道府県への通知 地方税法第55条の3《法人の道府県民税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知》(連結法人にあっては第55条の5《連結法人の道府県民税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知》)及び第72条の39の3《法人の事業税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知》(連結法人にあっては第72条の39の5《連結法人の事業税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知》)に規定する通知をいう。</p> <p>㉘ 個別帰属法人税額 地方税法第23条《道府県民税に関する用語の定義》<u>第1項第4号の2</u>に規定する個別帰属法人税額をいう。</p> <p>㉙ 都道府県税務課 都道府県において道府県民税及び事業税に関する事務を</p>

改正後	改正前
<p>する事務をつかさどる課室等をいう。</p> <p>キ 事業年度 法人税法第13条《<u>事業年度の意義</u>》に規定する事業年度(同法第14条《<u>みなし事業年度</u>》の規定により事業年度とみなされる期間を含む。)又は同法第15条の2《<u>連結事業年度の意義</u>》に規定する連結事業年度をいう。</p> <p>ク 仲裁手続に係る実施取決め 我が国の権限ある当局が、租税条約の規定に基づき相手国等の権限ある当局との合意により定めた仲裁手続の実施方法に係る取決めをいう。</p> <p>2 相互協議の実施</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 庁相互協議室は、相互協議の実施に当たり、必要に応じ、庁主管課その他の関係部局と意見交換を行う。</p> <p>(注) 相互協議又は相互協議の合意の内容が地方公共団体が課する租税に係るものであるときは、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第8条第1項《租税条約に基づく協議等で地方税に係るものに関する手続》の規定に従い、あらかじめ総務省との協議が必要であることを留意する。</p> <p>第2 居住者・内国法人等からの申立てに係る相互協議</p> <p>3 相互協議の申立てができる場合</p> <p>相互協議の申立ては、租税条約の規定に基づき、租税条約等実施特例省令第12条第1項若しくは第4項《租税条約の規定に適合しない課税に関する申立て等の手続》若しくは第13条《双方居住者の取扱いに係る協議に関する申立ての手続》又は相続税条約実施特例省令第3条第1項《二重課税に関する申立ての手続》の規定に従って行うことができる。</p>	<p>つかさどる課室等をいう。</p> <p>ア 事業年度 法人税法第13条に規定する事業年度(同法第14条の規定により事業年度とみなされる期間を含む。)又は同法第15条の2に規定する連結事業年度をいう。</p> <p>サ 仲裁手続に係る実施取決め 我が国の権限ある当局が、租税条約の規定に基づき相手国等の権限ある当局との合意により定めた仲裁手続の実施方法に係る取決めをいう。</p> <p>2 相互協議の実施</p> <p>(1)・(2) (同 左)</p> <p>(3) 庁相互協議室は、相互協議の実施に当たり、必要に応じ、庁主管課その他の関係部局と意見交換を行う。</p> <p>(注) 相互協議又は相互協議の合意の内容が地方公共団体が課する租税に係るものであるときは、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第8条《租税条約に基づく協議等で地方税に係るものに関する手続》第1項の規定に従い、あらかじめ総務省との協議が必要であることを留意する。</p> <p>第2 居住者・内国法人等からの申立てに係る相互協議</p> <p>3 相互協議の申立てができる場合</p> <p>相互協議の申立ては、租税条約の規定に基づき、租税条約等実施特例省令第12条《租税条約の規定に適合しない課税に関する申立て等の手続》第1項若しくは第4項若しくは第13条《双方居住者の取扱いに係る協議に関する申立ての手続》又は相続税条約実施特例省令第3条《二重課税に関する申立ての手続》第1項の規定に従って行うことができる。</p>

改正後	改正前
<p><u>(注) 1</u> 相互協議の申立てを行うことができるのは、例えば次のような場合である。</p> <p>イ 内国法人とその国外関連者との間における取引に関し、我が国又は相手国等において移転価格課税を受け、又は受けるに至ると認められることを理由として、当該内国法人が、<u>相互協議</u>を求める場合</p> <p>ロ 内国法人とその国外関連者との間における取引に係る事前確認について、当該内国法人が、移転価格事務運営要領<u>6-2</u>又は連結法人に係る移転価格事務運営要領<u>6-2</u>に定める事前確認の申出を行うとともに、<u>相互協議</u>を求める場合</p> <p>ハ 居住者又は内国法人が、相手国等における恒久的施設の有無又は相手国等に<u>有する恒久的施設に帰せられる所得の金額</u>について、相手国等において租税条約の規定に適合しない課税を受け、又は受けるに至ると認められることを理由として、<u>相互協議</u>を求める場合</p> <p><u>ニ 内国法人が、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領7-1又は連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領5-1に定める事前確認の申出を行うとともに、相互協議を求める場合</u></p> <p>ホ 居住者又は内国法人が、相手国等において行われる所得税の源泉徴収について、租税条約の規定に適合しない課税を受け、又は受けるに至ると認められることを理由として、<u>相互協議</u>を求める場合</p> <p>ヘ 非居住者で日本の国籍を有する者が、相手国等において、当該相手国等の国民よりも重い課税又は要件を課され、又は課されるに至ると認められることを理由として、<u>相互協議</u>を求める場合</p>	<p><u>(注)</u> 相互協議の申立てを行うことができるのは、例えば次のような場合である。</p> <p>イ 内国法人とその国外関連者との間における取引に関し、我が国又は相手国等において移転価格課税を受け、又は受けるに至ると認められることを理由として、当該内国法人が、<u>我が国の権限ある当局と相手国等の権限ある当局との協議</u>を求める場合</p> <p>ロ 内国法人とその国外関連者との間における取引に係る事前確認について、当該内国法人が、移転価格事務運営要領又は連結法人に係る移転価格事務運営要領に<u>規定する事前確認</u>の申出を行うとともに、<u>我が国の権限ある当局と相手国等の権限ある当局との協議</u>を求める場合</p> <p>ハ 居住者又は内国法人が、相手国等における恒久的施設の有無又は相手国等に<u>ある恒久的施設に帰属する所得の金額</u>について、相手国等において租税条約の規定に適合しない課税を受け、又は受けるに至ると認められることを理由として、<u>我が国の権限ある当局と相手国等の権限ある当局との協議</u>を求める場合</p> <p>(新 設)</p> <p><u>ニ 居住者又は内国法人が、相手国等において行われる所得税の源泉徴収について、租税条約の規定に適合しない課税を受け、又は受けるに至ると認められることを理由として、我が国の権限ある当局と相手国等の権限ある当局との協議</u>を求める場合</p> <p>ホ 非居住者で日本の国籍を有する者が、相手国等において、当該相手国等の国民よりも重い課税又は要件を課され、又は課されるに至ると認められることを理由として、<u>我が国の権限ある当局と相手国等の権限ある当局と</u></p>

改正後	改正前
<p>ト 居住者で相手国等の法令により当該相手国等の居住者ともされる者が、租税条約の適用上その者が居住者であるとみなされる国の決定について、<u>相互協議</u>を求める場合</p> <p>チ 相続税法に規定する相続税又は贈与税の納税義務者が、相続税条約実施特例省令第3条第1項の規定により、二重課税回避のため、<u>相互協議</u>を求める場合</p> <p>2 <u>相互協議の申立ては、租税条約の規定に基づき、申立者又はその国外関連者が当該申立てに係る課税について不服申立て又は訴訟を行っているかどうかにかかわらず、行うことができることに留意する。</u></p>	<p><u>の協議</u>を求める場合</p> <p>ハ 居住者で相手国等の法令により当該相手国等の居住者ともされる者が、租税条約の適用上その者が居住者であるとみなされる国の決定について、<u>我が国の権限ある当局と相手国等の権限ある当局との協議</u>を求める場合</p> <p>ト 相続税法に規定する相続税又は贈与税の納税義務者が、相続税条約実施特例省令第3条第1項の規定により、二重課税回避のため、<u>我が国の権限ある当局と相手国等の権限ある当局との協議</u>を求める場合</p> <p>(新 設)</p>
<p>4 (省 略)</p>	<p>4 (同 左)</p>
<p>5 事前相談</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 事前確認に係る申立て前の相談については、庁相互協議室からの連絡を受け、庁主管課又は局担当課(移転価格事務運営要領1-1(38)、<u>連結法人に係る移転価格事務運営要領1-1(40)、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領1-1(22)又は連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領1-1(20)</u>に規定する局担当課をいう。)は、必要に応じこれに加わる。</p> <p>(注) 事前確認については、審査担当部局である局担当課においても確認申出前の相談に応じているので(移転価格事務運営要領<u>6-10</u>、<u>連結法人に係る移転価格事務運営要領6-10、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領6-9若しくは7-9又は連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領5-9</u>参</p>	<p>5 事前相談</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 事前確認に係る申立て前の相談については、庁相互協議室からの連絡を受け、庁主管課又は局担当課(移転価格事務運営要領1-1(38)<u>又は連結法人に係る移転価格事務運営要領1-1(40)</u>に規定する局担当課をいう。)は、必要に応じこれに加わる。</p> <p>(注) 事前確認については、審査担当部局である局担当課においても確認申出前の相談に応じているので(移転価格事務運営要領<u>5-10</u><u>又は連結法人に係る移転価格事務運営要領5-10</u>参照)、相互協議を求める事前確認については、庁相互協議室と局担当課のいずれもが相談窓口となり得ることに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>照)、相互協議を求める事前確認については、庁相互協議室と局担当課のいずれもが相談窓口となり得ることに留意する。</p> <p>(3)～(7) (省 略)</p> <p>6 相互協議の申立ての手續</p> <p>(1) 相互協議の申立ては、「相互協議申立書」(別紙様式1)及び次に掲げる資料(以下「添付資料」という。)を、庁相互協議室に提出することにより行われるものとする。</p> <p>なお、<u>当該申立ての対象となる取引等が連結子法人に係るものである場合には、その連結子法人の連結親法人が庁相互協議室に相互協議申立書及び添付資料を提出することにより行われるものとする。</u></p> <p>(注) (省 略)</p> <p>イ～ハ (省 略)</p> <p>ニ 申立てが租税条約等実施特例省令第13条に係るものであり、かつ、租税条約又はこれに付属する政府間の取決めにおいて相互協議を行うに当たり考慮すべき事項が定められている場合には、イに掲げる資料に加え、その定められている事項に関する資料</p> <p>ホ・ヘ (省 略)</p> <p>(2) 相互協議の申立てが事前確認に係るものである場合には、関係資料は、確認申出書又は連結確認申出書に添付され、確認申出法人、<u>確認申出内国法人</u>又は確認申出連結法人の納税地の所轄税務署長(確認申出法人、<u>確認申出内国法人</u>又は確認申出連結法人が調査課所管法人である場合には、所轄国税局長又は沖縄国税事務所長)から庁主管課経由で庁相互協議室に回付されることに留意する(移転価格事務運営要領6-2から6-6、<u>連結法人に係る移転価格事務運営要領6-2</u>か</p>	<p>(3)～(7) (同 左)</p> <p>6 相互協議の申立ての手續</p> <p>(1) 相互協議の申立ては、「相互協議申立書」(別紙様式1)及び次に掲げる資料(以下「添付資料」という。)を、庁相互協議室に提出することにより行われるものとする。</p> <p>なお、<u>連結子法人の取引に対する課税に係る相互協議及び連結子法人とその国外関連者との間における取引を対象とする事前確認の申出に係る相互協議については、その連結子法人の連結親法人が庁相互協議室に申立てを行うことにより行われるものとする。</u></p> <p>(注) (同 左)</p> <p>イ～ハ (同 左)</p> <p>ニ 申立てが租税条約等実施特例省令第13条<u>《双方居住者の取扱いに係る協議に関する申立ての手續》</u>に係るものであり、かつ、租税条約又はこれに付属する政府間の取決めにおいて相互協議を行うに当たり考慮すべき事項が定められている場合には、イに掲げる資料に加え、その定められている事項に関する資料</p> <p>ホ・ヘ (同 左)</p> <p>(2) 相互協議の申立てが事前確認に係るものである場合には、関係資料は、確認申出書又は連結確認申出書に添付され、確認申出法人又は確認申出連結法人の納税地の所轄税務署長(確認申出法人又は確認申出連結法人が調査課所管法人である場合には、所轄国税局長又は沖縄国税事務所長)から庁主管課経由で庁相互協議室に回付されることに留意する(移転価格事務運営要領5-2から5-6 <u>又は連結法人に係る移転価格事務運営要領5-2から5-6</u>まで参照)。</p>

改正後	改正前
<p>ら <u>6-6</u>、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領 <u>7-1</u> から <u>7-5</u> 又は連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領 <u>5-1</u> から <u>5-5</u> まで参照)。</p> <p><u>7</u> 確定申告書等の保存措置等 (省 略)</p> <p><u>8</u> 相互協議申立書の記載事項の検討等 (省 略)</p> <p><u>9</u> 資料の提出 (省 略)</p> <p><u>10</u> 翻訳資料の提出 (省 略)</p> <p><u>11</u> 提出資料等の説明 (省 略)</p> <p><u>12</u> 提出資料等の変更等の連絡 (省 略)</p>	<p><u>7</u> 納税の猶予</p> <p><u>8</u> 徴収猶予(地方税)に係る都道府県への通知 (「第6 納税の猶予及び徴収猶予(地方税)に係る事務手続」に移設)</p> <p><u>9</u> 確定申告書等の保存措置等 (同 左)</p> <p><u>10</u> 相互協議申立書の記載事項の検討等 (同 左)</p> <p><u>11</u> 資料の提出 (同 左)</p> <p><u>12</u> 翻訳資料の提出 (同 左)</p> <p><u>13</u> 提出資料等の説明 (同 左)</p> <p><u>14</u> 提出資料等の変更等の連絡 (同 左)</p>

改正後	改正前
<p><u>13</u> 相手国等の権限ある当局への相互協議の申入れ</p> <p>(1) 庁相互協議室は、6(1)により相互協議申立書及び添付資料の提出を受け、その申立てに理由があると認める場合には、次に掲げる場合を除き、相手国等の権限ある当局に相互協議を申し入れる。ただし、当該申立てに係る課税、事前確認等について既に相手国等の権限ある当局から相互協議の申入れが行われている場合は、相互協議の申入れは行わない。</p> <p>イ (省 略)</p> <p>ロ 相互協議の申立てが事前確認に係るものである場合において、申立者が移転価格事務運営要領6-2、連結法人に係る移転価格事務運営要領6-2、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領7-1又は連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領5-1に定める事前確認の申出を行っていない場合</p> <p>(2) 庁相互協議室は、(1)ただし書の場合を除き、相手国等の権限ある当局に相互協議を申し入れない場合には、その旨を申立者に通知する。</p> <p><u>(注) 申立てに理由があると認められないために相互協議を申し入れない場合には、申立者への通知に先立ち、その旨を相手国等の権限ある当局に通知するとともに、当該相手国等の権限ある当局から当該通知に対する意見が示されたときには、当該意見の内容も考慮することに留意する。</u></p> <p>(3) 庁相互協議室は、申立者に(2)の通知を行った場合には、その旨を庁主管課に通知する(当該通知に係る相互協議の対象となっている法人税又は地方法人税が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴収課にも併せて通知する。)</p> <p>(4) (省 略)</p>	<p><u>15</u> 相手国等の権限ある当局への相互協議の申入れ</p> <p>(1) 庁相互協議室は、6(1)により相互協議申立書及び添付資料の提出を受け、その申立てに理由があると認める場合には、次に掲げる場合を除き、相手国等の権限ある当局に相互協議を申し入れる。ただし、当該申立てに係る課税、事前確認等について既に相手国等の権限ある当局から相互協議の申入れが行われている場合は、相互協議の申入れは行わない。</p> <p>イ (同 左)</p> <p>ロ 相互協議の申立てが事前確認に係るものである場合において、申立者が移転価格事務運営要領又は連結法人に係る移転価格事務運営要領に<u>規定する</u>事前確認の申出を行っていない場合</p> <p>(2) 庁相互協議室は、(1)ただし書の場合を除き、相手国等の権限ある当局に相互協議を申し入れない場合には、その旨を申立者に通知する。</p> <p>(3) 庁相互協議室は、申立者に(2)の通知を行った場合には、その旨を庁主管課に通知する。(なお、当該通知に係る相互協議の対象となっている法人税又は地方法人税が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴収課にも併せて通知する。)</p> <p>(4) (同 左)</p>
<p><u>14</u> 法人が連結グループへ加入等又は連結法人が連結グループから離脱等若しくは他の連結グループへ加入した場合の取扱い</p> <p>(1)~(4) (省 略)</p>	<p><u>16</u> 法人が連結グループへ加入等又は連結法人が連結グループから離脱等若しくは他の連結グループへ加入した場合の取扱い</p> <p>(1)~(4) (同 左)</p>

改正後	改正前
<p>(5) 届出書の提出があった場合には、当該届出書の提出を行った法人から、国税庁長官に対し相互協議の申立てがなされたものとして、当該法人に対し、その後については相互協議の事務運営指針の<u>取扱い</u>を適用する。</p>	<p>(5) 届出書の提出があった場合には、当該届出書の提出を行った法人から、国税庁長官に対し相互協議の申立てがなされたものとして、当該法人に対し、その後については相互協議の事務運営指針の<u>規定</u>を適用する。</p>
<p><u>15</u> 申立者への相互協議の進ちよく状況の説明</p> <p>庁相互協議室は、申立者(当該申立ての対象となる取引等が連結子法人に係るものである場合には、申立者又は当該連結子法人。以下<u>15</u>において同じ。)からの求めにより又は必要に応じ、相互協議の実施に支障のない範囲において、相互協議の進ちよく状況を申立者に説明する。</p>	<p><u>17</u> 申立者への相互協議の進ちよく状況の説明</p> <p>庁相互協議室は、申立者(当該申立ての対象となる取引等が連結子法人に係るものである場合には、申立者又は当該連結子法人。以下<u>17</u>において同じ。)からの求めにより又は必要に応じ、相互協議の実施に支障のない範囲において、相互協議の進ちよく状況を申立者に説明する。</p>
<p><u>16</u> 合意に先立っての申立者の意向の確認</p> <p>(省 略)</p>	<p><u>18</u> 合意に先立っての申立者の意向の確認</p> <p>(同 左)</p>
<p><u>17</u> 相互協議の合意の通知</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 庁相互協議室は、申立者に(1)の通知を行った場合には、その旨を当該通知書の写しを添付して庁主管課に通知する(当該通知に係る相互協議の対象となっている法人税又は地方法人税が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴収課にも併せて通知する。)</p> <p>(3)・(4) (省 略)</p>	<p><u>19</u> 相互協議の合意の通知</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 庁相互協議室は、申立者に(1)の通知を行った場合には、その旨を当該通知書の写しを添付して庁主管課に通知する。(なお、当該通知に係る相互協議の対象となっている法人税又は地方法人税が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴収課にも併せて通知する。)</p> <p>(3)・(4) (同 左)</p>
<p><u>18</u> 相互協議の終了</p> <p>(1) 庁相互協議室は、次に掲げる場合には、相手国等の権限ある当局に、相互協議の終了を申し入れる。</p> <p>イ～ホ (省 略)</p> <p>へ <u>16</u>(1)の確認を行った場合において、申立者が権限ある当局間の合意案に同意</p>	<p><u>20</u> 相互協議の終了</p> <p>(1) 庁相互協議室は、次に掲げる場合には、相手国等の権限ある当局に、相互協議の終了を申し入れる。</p> <p>イ～ホ (同 左)</p> <p>へ <u>18</u>(1)の確認を行った場合において、申立者が権限ある当局間の合意案に同意</p>

改正後	改正前
<p>しなかった場合</p> <p>ト (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) 庁相互協議室は、申立者に(2)の通知を行った場合には、その旨を庁主管課に通知する(当該通知に係る相互協議の対象となっている法人税又は地方法人税が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴収課にも併せて通知する。)</p> <p>(4) (省 略)</p> <p><u>19</u> 相互協議の申立ての取下げ</p> <p>(1) 相互協議申立書の提出後、<u>13</u>(2)の通知(相互協議を申し入れない旨の通知)、<u>17</u>(1)の通知(相互協議の合意の通知)又は<u>18</u>(2)の通知(相互協議の終了の通知)を受けるまでは、申立者は相互協議の申立てを取り下げることができるものとして取り扱う。</p> <p>(2)~(4) (省 略)</p> <p><u>20</u> 確定申告書等の保存措置の解除</p> <p>(1) 庁相互協議室は、5(3)又は<u>7</u>(1)により庁主管課に確定申告書等の保存措置を講じることを求めた後、相互協議の申立てが行われなかったこと、相手国等の権限ある当局に相互協議の申入れを行わなかったこと、相互協議において合意に至ったこと、相互協議が合意に至らず終了したこと又は相互協議の申立てが取り下げられたことにより当該確定申告書等の保存措置が必要でなくなった場合には、その旨を庁主管課に通知する。</p> <p>(2)・(3) (省 略)</p> <p>第3 相手国等の権限ある当局からの申入れに係る相互協議</p>	<p>しなかった場合</p> <p>ト (同 左)</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(3) 庁相互協議室は、申立者に(2)の通知を行った場合には、その旨を庁主管課に通知する。(なお、当該通知に係る相互協議の対象となっている法人税又は地方法人税が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴収課にも併せて通知する。)</p> <p>(4) (同 左)</p> <p><u>21</u> 相互協議の申立ての取下げ</p> <p>(1) 相互協議申立書の提出後、<u>15</u>(2)の通知(相互協議を申し入れない旨の通知)、<u>19</u>(1)の通知(相互協議の合意の通知)又は<u>20</u>(2)の通知(相互協議の終了の通知)を受けるまでは、申立者は相互協議の申立てを取り下げることができるものとして取り扱う。</p> <p>(2)~(4) (同 左)</p> <p><u>22</u> 確定申告書等の保存措置の解除</p> <p>(1) 庁相互協議室は、5(3)又は<u>9</u>(1)により庁主管課に確定申告書等の保存措置を講じることを求めた後、相互協議の申立てが行われなかったこと、相手国等の権限ある当局に相互協議の申入れを行わなかったこと、相互協議において合意に至ったこと、相互協議が合意に至らず終了したこと又は相互協議の申立てが取り下げられたことにより当該確定申告書等の保存措置が必要でなくなった場合には、その旨を庁主管課に通知する。</p> <p>(2)・(3) (同 左)</p> <p>第3 相手国等の権限ある当局からの申入れに係る相互協議</p>

改正後	改正前
<p><u>21</u> 事前相談 (省 略)</p> <p><u>22</u> 相互協議の申入れがあった場合の手続</p> <p>(1) 相手国等の権限ある当局から租税条約の規定に基づく相互協議の申入れがあった場合には、庁相互協議室は、当該申入れが<u>23</u>から<u>25</u>までに定める場合に該当する場合を除き、次に掲げる事項を庁主管課に通知するとともに、確定申告書等の保存措置を講じることを求める。</p> <p>イ～ハ (省 略)</p> <p>ニ 当該申入れが、<u>非居住者又は外国法人が我が国に有する恒久的施設に帰せられる所得</u>に対する我が国における課税に係るものである場合には、ハに掲げる事項に加え、当該恒久的施設の名称及び所在地</p> <p>ホ 当該申入れが、<u>外国法人が我が国に有する恒久的施設に帰せられるその国外関連者との間の取引に関する移転価格課税</u>に係るものである場合には、ハ及びニに掲げる事項に加え、当該課税の対象となった取引を<u>行った国外関連者</u>の名称及び所在地</p> <p>へ～チ (省 略)</p> <p>(2)・(3) (省 略)</p> <p><u>23</u> 移転価格課税等に係る相互協議の申入れがあった場合の手続</p> <p>(1) 相手国等の権限ある当局から租税条約の規定に基づく相互協議の申入れがあった場合において、当該申入れが<u>内国法人とその国外関連者との間における取引に関する移転価格課税</u>に係るものであるとき等、相互協議の結果内国法人の所得金額等が変更される可能性があるときは、庁相互協議室は、当該申入れに係る事項が租税条約において相互協議の対象とされているものでない場合を除き、当該内国法人が本事務運営指針の<u>取扱い</u>に基づく相互協議の申立てを行っているか</p>	<p><u>23</u> 事前相談 (同 左)</p> <p><u>24</u> 相互協議の申入れがあった場合の手続</p> <p>(1) 相手国等の権限ある当局から租税条約の規定に基づく相互協議の申入れがあった場合には、庁相互協議室は、当該申入れが<u>25</u>から<u>27</u>までに定める場合に該当する場合を除き、次に掲げる事項を庁主管課に通知するとともに、確定申告書等の保存措置を講じることを求める。</p> <p>イ～ハ (同 左)</p> <p>ニ 当該申入れが、<u>非居住者又は外国法人の我が国にある恒久的施設</u>に対する我が国における課税に係るものである場合には、ハに掲げる事項に加え、当該恒久的施設の名称及び所在地</p> <p>ホ 当該申入れが、<u>外国法人の我が国にある恒久的施設を取引の当事者とする移転価格課税</u>に係るものである場合には、ハ及びニに掲げる事項に加え、当該課税の対象となった取引の<u>他方の当事者</u>の名称及び所在地</p> <p>へ～チ (同 左)</p> <p>(2)・(3) (同 左)</p> <p><u>25</u> 移転価格課税等に係る相互協議の申入れがあった場合の手続</p> <p>(1) 相手国等の権限ある当局から租税条約の規定に基づく相互協議の申入れがあった場合において、当該申入れが<u>内国法人を取引の当事者とする移転価格課税</u>に係るものであるとき等、相互協議の結果内国法人の所得金額等が変更される可能性があるときは、庁相互協議室は、当該申入れに係る事項が租税条約において相互協議の対象とされているものでない場合を除き、当該内国法人が本事務運営指針の<u>規定</u>に基づく相互協議の申立てを行っているかどうかを確認する。</p>

改正後	改正前
<p>どうかを確認する。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) (1)の確認を行った場合において、当該内国法人が相互協議の申立てを行わないときは、その後の手続は<u>29</u>に定めるところによる。</p> <p><u>24</u> 事前確認に係る相互協議の申入れがあった場合の手続(内国法人の場合)</p> <p>(1) 相手国等の権限ある当局から租税条約の規定に基づく相互協議の申入れがあった場合において、当該申入れが内国法人に関する事前確認に係るものであるときは、庁相互協議室は、当該内国法人が本事務運営指針の<u>取扱</u>に基づく相互協議の申立てを行っているかどうか及び移転価格事務運営要領 <u>6-2</u>、<u>連結法人に係る移転価格事務運営要領 6-2</u>、<u>恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領 7-1</u> 又は<u>連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領 5-1</u> に定める事前確認の申出を行っているかどうかを確認する。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) (1)の確認を行った場合において、当該内国法人が相互協議の申立て又は事前確認の申出のいずれか一方又はその双方を行わないときは、その後の手続は<u>29</u>に定めるところによる。</p> <p><u>25</u> 事前確認に係る相互協議の申入れがあった場合の手続(外国法人の場合)</p> <p>(1) 相手国等の権限ある当局から租税条約の規定に基づく相互協議の申入れがあった場合において、当該申入れが外国法人の我が国に<u>有する恒久的施設に関する事前確認</u>に係るものであるときは、庁相互協議室は、当該外国法人が<u>当該恒久的施設に関して移転価格事務運営要領 6-2</u> 又は<u>恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領 6-1</u> に定める事前確認の申出を行っているかどうかを確認する。</p>	<p>(2) (同 左)</p> <p>(3) (1)の確認を行った場合において、当該内国法人が相互協議の申立てを行わないときは、その後の手続は<u>31</u>に定めるところによる。</p> <p><u>26</u> 事前確認に係る相互協議の申入れがあった場合の手続(内国法人の場合)</p> <p>(1) 相手国等の権限ある当局から租税条約の規定に基づく相互協議の申入れがあった場合において、当該申入れが内国法人を取引の当事者とする事前確認に係るものであるときは、庁相互協議室は、当該内国法人が本事務運営指針の<u>規定</u>に基づく相互協議の申立てを行っているかどうか及び移転価格事務運営要領 <u>又は連結法人に係る移転価格事務運営要領の規定に基づく事前確認</u>の申出を行っているかどうかを確認する。</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(3) (1)の確認を行った場合において、当該内国法人が相互協議の申立て又は事前確認の申出のいずれか一方又はその双方を行わないときは、その後の手続は<u>31</u>に定めるところによる。</p> <p><u>27</u> 事前確認に係る相互協議の申入れがあった場合の手続(外国法人の場合)</p> <p>(1) 相手国等の権限ある当局から租税条約の規定に基づく相互協議の申入れがあった場合において、当該申入れが外国法人の我が国に<u>ある恒久的施設を取引の当事者とする事前確認</u>に係るものであるときは、庁相互協議室は、当該外国法人の<u>恒久的施設が移転価格事務運営要領の規定に基づく事前確認</u>の申出を行っているかどうかを確認する。</p>

改正後	改正前
<p>(2) (1)の確認を行った場合において、当該外国法人が既に事前確認の申出を行っているとき又は行うときは、庁相互協議室は、<u>22</u>(1)イ及びロに掲げる事項並びに当該外国法人の恒久的施設の名称及び所在地を庁主管課に通知するとともに、確定申告書等の保存措置を講じることを求め、その後の手続は<u>22</u>(2)及び(3)並びに<u>27</u>から<u>30</u>までに定めるところによる。</p> <p>(3) (1)の確認を行った場合において、当該外国法人が当該恒久的施設に関する事前確認の申出を行わないときは、その後の手続は<u>29</u>に定めるところによる。</p>	<p>(2) (1)の確認を行った場合において、当該外国法人が既に事前確認の申出を行っているとき又は行うときは、庁相互協議室は、<u>24</u>(1)イ及びロに掲げる事項並びに当該外国法人の恒久的施設の名称及び所在地を庁主管課に通知するとともに、確定申告書等の保存措置を講じることを求め、その後の手続は<u>24</u>(2)及び(3)並びに<u>29</u>から<u>32</u>までに定めるところによる。</p> <p>(3) (1)の確認を行った場合において、当該外国法人の恒久的施設が事前確認の申出を行わないときは、その後の手続は<u>31</u>に定めるところによる。</p>
<p><u>26</u> 源泉徴収に係る相互協議の申入れがあった場合の源泉徴収義務者への連絡</p> <p>相手国等の権限ある当局から租税条約の規定に基づく相互協議の申入れがあった場合において、当該申入れが我が国の源泉徴収義務者が行った源泉徴収に係るものであるときは、庁相互協議室は、相手国等の権限ある当局から相互協議の申入れがあった旨を、源泉徴収義務者に連絡する。</p>	<p><u>28</u> 源泉所得税に係る相互協議の申入れがあった場合の源泉徴収義務者への連絡</p> <p>(同 左)</p>
<p><u>27</u> 資料の提出等</p> <p>(1) 庁相互協議室は、必要に応じ、相互協議の対象とされる課税を受けた者等に、資料の提出及び当該提出された資料についての説明を求める。</p> <p>なお、当該相互協議の対象とされる課税を受けた者等が相互協議の実施のために必要と認められる資料の提出に応じない場合に、その者が納税の猶予を受けており、かつ、<u>43</u>(14)イ②に該当するとして当該納税の猶予を取り消すことが相当と判断されたときは、庁相互協議室は、庁徴収課を通じて局特別整理部門に対し、その旨を通知する。</p> <p>(2)～(4) (省 略)</p>	<p><u>29</u> 資料の提出等</p> <p>(1) 庁相互協議室は、必要に応じ、相互協議の対象とされる課税を受けた者等に、資料の提出及び当該提出された資料についての説明を求める。</p> <p>なお、当該相互協議の対象とされる課税を受けた者等が相互協議の実施のために必要と認められる資料の提出に応じない場合に、その者が納税の猶予を受けており、かつ、<u>7</u>(14)イ②に該当するとして当該納税の猶予を取り消すことが相当と判断されたときは、庁相互協議室は、庁徴収課を通じて局特別整理部門に対し、その旨を通知する。</p> <p>(2)～(4) (同 左)</p>
<p><u>28</u> 相互協議の合意の通知</p> <p>(1) 庁相互協議室は、相互協議において合意に至った場合には、合意に至った年月</p>	<p><u>30</u> 相互協議の合意の通知</p> <p>(1) 庁相互協議室は、相互協議において合意に至った場合には、合意に至った年月</p>

改正後	改正前
<p>日及び合意内容を庁主管課に通知する(当該通知に係る相互協議の対象となっている法人税又は地方法人税が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴収課にも併せて通知する。)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) 局関係課は、庁主管課から(2)の指示を受けた場合には、所轄税務署長に、相互協議の合意内容に沿った処理を行うために必要な指示を行う。</p> <p>(4) (省 略)</p> <p>(5) 相互協議の合意により我が国の源泉徴収義務者が納付した源泉所得税及び復興特別所得税の全部又は一部を還付することとなった場合の還付処理については、対象となった源泉所得税及び復興特別所得税が自主納付によるものであるときは、原則として、源泉徴収義務者から提出された「源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書」に基づいて還付する。この場合、庁相互協議室は、源泉徴収義務者に「源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書」の提出を求める。また、対象となった源泉所得税及び復興特別所得税が納税告知を受けて納付されたものであるときは、「源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書」の提出を求めることなく、職権還付によるものとする。</p>	<p>日及び合意内容を庁主管課に通知する。(なお、当該通知に係る相互協議の対象となっている法人税又は地方法人税が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴収課にも併せて通知する。)</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(3) 局関係課は、庁主管課から(2)の指示を受けた場合には、<u>申立者の納税地の</u>所轄税務署長に、相互協議の合意内容に沿った処理を行うために必要な指示を行う。</p> <p>(4) (同 左)</p> <p>(5) 相互協議の合意により我が国の源泉徴収義務者が納付した源泉所得税の全部又は一部を還付することとなった場合の還付処理については、対象となった源泉所得税が自主納付によるものであるときは、原則として、源泉徴収義務者から提出された「源泉所得税の誤納額還付請求書」に基づいて還付する。この場合、庁相互協議室は、源泉徴収義務者に「源泉所得税の誤納額還付請求書」の提出を求める。また、対象となった源泉所得税が納税告知を受けて納付されたものであるときは、「源泉所得税の誤納額還付請求書」の提出を求めることなく、職権還付によるものとする。</p>
<p><u>29</u> 相互協議の終了</p> <p>(1) 庁相互協議室は、次に掲げる場合には、相手国等の権限ある当局に、相互協議の終了を申し入れる。</p> <p>イ (省 略)</p> <p>ロ <u>23</u>(1)の確認を行った場合において、当該内国法人(連結子法人にあっては、その連結親法人)が、相互協議の申立てを行わない場合</p> <p>ハ <u>24</u>(1)の確認を行った場合において、当該内国法人(連結子法人にあっては、その連結親法人)が、相互協議の申立てと事前確認の申出のいずれか一方又はその双方を行わない場合</p>	<p><u>31</u> 相互協議の終了</p> <p>(1) 庁相互協議室は、次に掲げる場合には、相手国等の権限ある当局に、相互協議の終了を申し入れる。</p> <p>イ (同 左)</p> <p>ロ <u>25</u>(1)の確認を行った場合において、当該内国法人(連結子法人にあっては、その連結親法人)が、相互協議の申立てを行わない場合</p> <p>ハ <u>26</u>(1)の確認を行った場合において、当該内国法人(連結子法人にあっては、その連結親法人)が、相互協議の申立てと事前確認の申出のいずれか一方又はその双方を行わない場合</p>

改正後	改正前
<p>ニ 25(1)の確認を行った場合において、当該外国法人が我が国に有する恒久的施設に関する事前確認の申出を行わない場合 ホ～ト (省 略)</p> <p>(2) 庁相互協議室は、(1)の相互協議終了の申入れについて相手国等の権限ある当局の同意が得られた場合又は相手国等の権限ある当局からの相互協議終了の申入れについて同意した場合には、相互協議を終了した旨を庁主管課に通知する(当該通知に係る相互協議の対象となっている法人税又は地方法人税が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴収課にも併せて通知する。)</p> <p>(3)・(4) (省 略)</p>	<p>ニ 27(1)の確認を行った場合において、当該外国法人の恒久的施設が、事前確認の申出を行わない場合 ホ～ト (同 左)</p> <p>(2) 庁相互協議室は、(1)の相互協議終了の申入れについて相手国等の権限ある当局の同意が得られた場合又は相手国等の権限ある当局からの相互協議終了の申入れについて同意した場合には、相互協議を終了した旨を庁主管課に通知する。(なお、当該通知に係る相互協議の対象となっている法人税又は地方法人税が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴収課にも併せて通知する。)</p> <p>(3)・(4) (同 左)</p>
<p>30 確定申告書等の保存措置の解除</p> <p>(1) 庁相互協議室は、22(1)により庁主管課に確定申告書等の保存措置を講じることを求めた後、相互協議において合意に至ったこと又は相互協議が合意に至らず終了したことにより当該確定申告書等の保存措置が必要でなくなった場合には、その旨を庁主管課に通知する。</p> <p>(2)・(3) (省 略)</p>	<p>32 確定申告書等の保存措置の解除</p> <p>(1) 庁相互協議室は、24(1)により庁主管課に確定申告書等の保存措置を講じることを求めた後、相互協議において合意に至ったこと又は相互協議が合意に至らず終了したことにより当該確定申告書等の保存措置が必要でなくなった場合には、その旨を庁主管課に通知する。</p> <p>(2)・(3) (同 左)</p>
<p>第4 居住者・内国法人等からの申立てに基づかない相互協議の申入れ</p> <p>31 居住者・内国法人等からの申立てに基づかない相互協議の申入れ 庁相互協議室は、6に定める相互協議の申立てがない場合であっても、必要に応じ、相手国等の権限ある当局に相互協議の申入れを行う。 (注) 居住者・内国法人等からの相互協議の申立てによらず相手国等の権限ある当局に相互協議の申入れを行うのは、例えば次のような場合である。 イ・ロ (省 略) ハ 先に行われた事前確認に係る相互協議の合意について、移転価格事務運</p>	<p>第4 居住者・内国法人等からの申立てに基づかない相互協議の申入れ</p> <p>33 居住者・内国法人等からの申立てに基づかない相互協議の申入れ 庁相互協議室は、6に定める相互協議の申立てがない場合であっても、必要に応じ、相手国等の権限ある当局に相互協議の申入れを行う。 (注) 居住者・内国法人等からの相互協議の申立てによらず相手国等の権限ある当局に相互協議の申入れを行うのは、例えば次のような場合である。 イ・ロ (同 左) ハ 先に行われた事前確認に係る相互協議の合意について、移転価格事務運</p>

改正後	改正前
<p>営業要領 <u>6-21</u>、<u>連結法人に係る移転価格事務運営要領 6-21</u>、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領 <u>6-20</u>若しくは <u>7-20</u>又は連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領 <u>5-20</u>に定める取消事由が生じたことを理由として、相手国等の権限ある当局に当該合意の取消しを求める場合</p> <p><u>32</u> 確定申告書等の保存措置等</p> <p>(1) 庁相互協議室は、<u>31</u>の申入れを行った場合には、その旨及び当該申入れの概要を庁主管課に通知するとともに、確定申告書等の保存措置を講じることを求める。</p> <p>(2)・(3) (省 略)</p> <p>(4) <u>27</u>から<u>30</u>までは、<u>31</u>の申入れにより開始される相互協議に準用する。</p> <p><u>33</u> 相互協議の申入れを行った旨の通知等</p> <p>(1) 庁相互協議室は、相手国等の権限ある当局に<u>31</u>の申入れを行った場合には、当該相互協議の対象である課税に係る居住者若しくは内国法人等（当該課税の対象である取引の当事者である内国法人が連結子法人である場合には、その連結親法人。以下<u>33</u>において同じ。）又は当該相互協議の対象である事前確認の申出者である内国法人等に対し、次の事項を通知する。</p> <p>イ～ホ (省 略)</p> <p>(2)・(3) (省 略)</p> <p>第5 仲裁</p> <p><u>34</u> 仲裁手続 (省 略)</p>	<p>営業要領 <u>5-21</u>又は<u>連結法人に係る移転価格事務運営要領 5-21</u>に定める取消事由が生じたことを理由として、相手国等の権限ある当局に当該合意の取消しを求める場合</p> <p><u>34</u> 確定申告書等の保存措置等</p> <p>(1) 庁相互協議室は、<u>33</u>の申入れを行った場合には、その旨及び当該申入れの概要を庁主管課に通知するとともに、確定申告書等の保存措置を講じることを求める。</p> <p>(2)・(3) (同 左)</p> <p>(4) <u>29</u>から<u>32</u>までは、<u>33</u>の申入れにより開始される相互協議に準用する。</p> <p><u>35</u> 相互協議の申入れを行った旨の通知等</p> <p>(1) 庁相互協議室は、相手国等の権限ある当局に<u>33</u>の申入れを行った場合には、当該相互協議の対象である課税に係る居住者若しくは内国法人等（当該課税の対象である取引の当事者である内国法人が連結子法人である場合には、その連結親法人。以下<u>35</u>において同じ。）又は当該相互協議の対象である事前確認の申出者である内国法人等に対し、次の事項を通知する。</p> <p>イ～ホ (同 左)</p> <p>(2)・(3) (同 左)</p> <p>第5 仲裁</p> <p><u>36</u> 仲裁手続 (同 左)</p>

改正後	改正前
<p><u>35</u> 仲裁手続を規定する租税条約に基づく相互協議の申立てがあった場合の手続 (省 略)</p>	<p><u>37</u> 仲裁手続を規定する租税条約に基づく相互協議の申立てがあった場合の手続 (同 左)</p>
<p><u>36</u> 仲裁手続を規定する租税条約に基づく相互協議の申入れがあった場合の手続 (省 略)</p>	<p><u>38</u> 仲裁手続を規定する租税条約に基づく相互協議の申入れがあった場合の手続 (同 左)</p>
<p><u>37</u> 仲裁の要請ができる場合 (省 略)</p>	<p><u>39</u> 仲裁の要請ができる場合 (同 左)</p>
<p><u>38</u> 事前相談 (省 略)</p>	<p><u>40</u> 事前相談 (同 左)</p>
<p><u>39</u> 仲裁の要請の手続</p> <p>(1) 仲裁の要請は、「仲裁要請書」(別紙様式7)を庁相互協議室に提出することにより行われるものとする。</p> <p>(注) 1 (省 略)</p> <p>2 <u>35</u>(3)の相互協議の開始の日から租税条約に規定する期間を経過しても相互協議の合意に至らない場合に、仲裁の要請を行うことができることに留意する。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) 仲裁の要請が行われた場合において、当該仲裁の要請に係る相互協議の申立てについて、<u>14</u>(1)の連結加入等法人の相互協議申立ての継続届出書又は<u>14</u>(2)の連結離脱等法人の相互協議申立ての継続届出書が提出されたときは、当該相互協議の申立てと同様に、当該仲裁の要請についても継続するものとして取り扱う。</p>	<p><u>41</u> 仲裁の要請の手続</p> <p>(1) 仲裁の要請は、「仲裁要請書」(別紙様式7)を庁相互協議室に提出することにより行われるものとする。</p> <p>(注) 1 (同 左)</p> <p>2 <u>37</u>(3)の相互協議の開始の日から租税条約に規定する期間を経過しても相互協議の合意に至らない場合に、仲裁の要請を行うことができることに留意する。</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(3) 仲裁の要請が行われた場合において、当該仲裁の要請に係る相互協議の申立てについて、<u>16</u>(1)の連結加入等法人の相互協議申立ての継続届出書又は<u>16</u>(2)の連結離脱法人の相互協議申立ての継続届出書が提出されたときは、当該相互協議の申立てと同様に、当該仲裁の要請についても継続するものとして取り扱う。</p>
<p><u>40</u> 仲裁の要請を行った者等への通知</p>	<p><u>42</u> 仲裁の要請を行った者等への通知</p>

改正後	改正前
<p>(1) 庁相互協議室は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項を事案によって直接に影響を受ける者（相互協議の合意により我が国又は相手国等において所得金額等が変更される可能性のある者をいう。以下40において同じ。）に該当する居住者又は内国法人（当該事案に係る取引の当事者である内国法人が連結子法人である場合には、その連結親法人。以下40において同じ。）に通知する。</p> <p>イ～ハ（省略）</p>	<p>(1) 庁相互協議室は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項を事案によって直接に影響を受ける者（相互協議の合意により我が国又は相手国等において所得金額等が変更される可能性のある者をいう。以下42において同じ。）に該当する居住者又は内国法人（当該事案に係る取引の当事者である内国法人が連結子法人である場合には、その連結親法人。以下42において同じ。）に通知する。</p> <p>イ～ハ（同左）</p>
<p>(2)・(3)（省略）</p>	<p>(2)・(3)（同左）</p>
<p><u>41</u> 仲裁決定を実施するための相互協議の合意手続</p> <p>仲裁決定を実施するための相互協議の合意手続は、<u>16</u>及び<u>17</u>又は<u>28</u>に定めるところによる。</p>	<p><u>43</u> 仲裁決定を実施するための相互協議の合意手続</p> <p>仲裁決定を実施するための相互協議の合意手続は、<u>18</u>及び<u>19</u>又は<u>30</u>に定めるところによる。</p>
<p><u>42</u> 仲裁の要請の取下げ</p> <p>(1) 仲裁要請書の提出後、<u>17</u>(1)の通知（相互協議の合意の通知）を受けるまでは、仲裁の要請を行った者は仲裁の要請を取り下げることができるものとして取り扱う。</p> <p>(2)（省略）</p> <p>(3) 仲裁の要請を行った者が、仲裁の要請とともに相互協議の申立てを取下げ場合には、<u>19</u>(2)の「相互協議申立ての取下書」を提出すれば足り、「仲裁要請の取下書」の提出は要しないことに留意する。</p> <p>(4)（省略）</p>	<p><u>44</u> 仲裁の要請の取下げ</p> <p>(1) 仲裁要請書の提出後、<u>19</u>(1)の通知（相互協議の合意の通知）を受けるまでは、仲裁の要請を行った者は仲裁の要請を取り下げることができるものとして取り扱う。</p> <p>(2)（同左）</p> <p>(3) 仲裁の要請を行った者が、仲裁の要請とともに相互協議の申立てを取下げ場合には、<u>21</u>(2)の「相互協議申立ての取下書」を提出すれば足り、「仲裁要請の取下書」の提出は要しないことに留意する。</p> <p>(4)（同左）</p>
<p><u>第6</u> 納税の猶予及び徴収猶予（地方税）に係る事務手続</p>	<p>（新設）</p>
<p><u>43</u> 納税の猶予</p>	<p><u>7</u> 納税の猶予</p>

改正後	改正前
<p>内国法人が3に掲げる相互協議の申立てをした場合又は外国法人が相手国等の権限ある当局に対し相互協議の申立てをした場合には、当該内国法人又は外国法人は、当該申立てに係る租税特別措置法第66条の4第17項第1号<u>（同法第66条の4の3第11項及び第67条の18第10項において準用する場合を含む。以下同じ。）</u>に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額（連結法人にあっては同法第68条の88第18項第1号<u>（同法第68条の107の2第10項において準用する場合を含む。以下同じ。）</u>）に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額）及び同法第66条の4第17項第3号<u>（同法第66条の4の3第11項及び第67条の18第10項において準用する場合を含む。以下同じ。）</u>に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額（連結法人にあっては同法第68条の88第18項第3号（同法第68条の107の2第10項において準用する場合を含む。以下同じ。））に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額）並びに当該法人税の額及び地方法人税の額に係る加算税の額として租税特別措置法施行令第39条の12の2第1項《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等》又は第39条の112の2第1項《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等》で定めるところにより計算した金額を限度として、納税の猶予を申請することができる。</p> <p>（注） 43の取扱いは、復興財源確保法第63条第12項《復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等》により、租税特別措置法第66条の4の2の規定が、復興財源確保法第63条第8項第1号に掲げる更正決定により納付すべき復興特別法人税の額及び当該復興特別法人税の額に係る加算税の額について準用される場合においても適用する。</p> <p>(1) 納税の猶予の要件</p> <p>租税特別措置法に基づき、納税の猶予を認めることができるのは、次に掲げる要件の<u>全て</u>に該当する場合である。</p> <p>イ 申請者である内国法人又は外国法人が租税特別措置法第66条の4第17項第1号及び第3号又は第68条の88第18項第1号及び第3号に掲げる更正決定を</p>	<p>内国法人が3に掲げる相互協議の申立てをした場合又は外国法人が相手国等の権限ある当局に対し相互協議の申立てをした場合には、当該内国法人又は外国法人は、当該申立てに係る租税特別措置法第66条の4第17項第1号<u>及び同項第3号</u>又は第68条の88第18項第1号<u>及び同項第3号</u>に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額及び地方法人税の額並びに当該法人税の額及び地方法人税の額に係る加算税の額として租税特別措置法施行令第39条の12の2《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等》<u>第1項</u>又は第39条の112の2《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等》<u>第1項</u>で定めるところにより計算した金額を限度として、納税の猶予を申請することができる。</p> <p>（注） 7の取扱いは、復興財源確保法第63条《復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等》<u>第12項</u>により、租税特別措置法第66条の4の2の規定が、復興財源確保法第63条第8項第1号に掲げる更正決定により納付すべき復興特別法人税の額及び当該復興特別法人税の額に係る加算税の額について準用される場合においても適用する。</p> <p>(1) 納税の猶予の要件</p> <p>租税特別措置法第66条の4の2又は第68条の88の2の規定に基づき納税の猶予を認めることができるのは、次に掲げる要件の<u>すべて</u>に該当する場合である。</p> <p>イ 申請者である内国法人又は外国法人が租税特別措置法第66条の4第17項第1号及び<u>同項第3号</u>又は第68条の88第18項第1号及び<u>同項第3号</u>に掲げる更</p>

改正後	改正前
<p>受けていること。</p> <p>ロ～ホ (省 略)</p> <p>(2) 申請手続</p> <p>イ 納税の猶予を受けようとする内国法人又は外国法人は、所轄税務署長(当該内国法人又は外国法人に係る国税について国税通則法第43条第3項《国税の徴収の所轄庁》の規定に基づき国税局長に徴収の引継ぎがされている場合は、所轄国税局長をいう。以下43において同じ。)に、納税の猶予に係る法人税及び地方法人税その他所要の事項を記載した「納税の猶予申請書」(別紙様式6-1)2部(正本及びその写し)、(3)に掲げる添付書類2部を提出するとともに、併せて(4)及び(5)に定めるところにより担保を提供しなければならない。</p> <p>(注) 納税の猶予の申請は、納税の猶予に係る法人税及び地方法人税について租税特別措置法第66条の4第17項第1号及び第3号又は第68条の88第18項第1号及び第3号に掲げる更正決定がされた後でなければならないことに留意する。</p> <p>ロ (省 略)</p> <p>(3) 添付書類</p> <p>納税の猶予申請書には、次の書類各2部を添付する。</p> <p>イ (省 略)</p> <p>ロ 納税の猶予に係る法人税及び地方法人税が、租税特別措置法第66条の4第17項第1号に<u>掲げる更正決定により納付すべき法人税の額(連結法人にあっては同法第68条の88第18項第1号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額)</u>及び<u>同法第66条の4第17項第3号に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額(連結法人にあっては同法第68条の88第18項第3号に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額)</u>であること<u>並びに</u>相互協議の申立てに係る相手国等との間の相互協議の対象となるものであることを明らかにする書類</p> <p>(4) 担保の提供</p>	<p>正決定を受けていること。</p> <p>ロ～ホ (同 左)</p> <p>(2) 申請手続</p> <p>イ 納税の猶予を受けようとする内国法人又は外国法人は、所轄税務署長(当該内国法人又は外国法人に係る国税について国税通則法第43条《国税の徴収の所轄庁》第3項の規定に基づき国税局長に徴収の引継ぎがされている場合は、所轄国税局長をいう。以下7において同じ。)に、納税の猶予に係る法人税及び地方法人税その他所要の事項を記載した「納税の猶予申請書」(別紙様式6-1)2部(正本及びその写し)、(3)に掲げる添付書類2部を提出するとともに、併せて(4)及び(5)に定めるところにより担保を提供しなければならない。</p> <p>(注) 納税の猶予の申請は、納税の猶予に係る法人税及び地方法人税について租税特別措置法第66条の4第17項第1号及び<u>同項</u>第3号又は第68条の88第18項第1号及び<u>同項</u>第3号に掲げる更正決定がされた後でなければならないことに留意する。</p> <p>ロ (同 左)</p> <p>(3) 添付書類</p> <p>納税の猶予申請書には、次の書類各2部を添付する。</p> <p>イ (同 左)</p> <p>ロ 納税の猶予に係る法人税及び地方法人税が、租税特別措置法第66条の4第17項第1号及び<u>同項</u>第3号又は第68条の88第18項第1号及び<u>同項</u>第3号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額及び<u>地方法人税の額</u>であること及び相互協議の申立てに係る相手国等との間の相互協議の対象となるものであることを明らかにする書類</p> <p>(4) 担保の提供</p>

改正後	改正前
<p>納税の猶予を受けようとする内国法人又は外国法人は、次に掲げる場合を除き、納税の猶予申請書の提出に併せて、納税の猶予に係る金額に相当する担保を提供しなければならない。ただし、納税の猶予に係る法人税又は地方法人税につき滞納処分により差し押さえられた財産があるときは、その担保の額は、その猶予する金額からその財産の価額(当該財産のうち国税への充当見込額に限る。)を控除した額を限度とする。</p> <p>イ～ハ (省 略)</p> <p>(注) 猶予する金額から控除する財産の価額には、徴収の共助又は保全の共助によって差押えに相当する処分をした財産及び担保の提供を受けた財産の価額を含むことに留意する(国税通則法第46条第6項《<u>納税の猶予の要件等</u>》)。</p> <p>(5) 担保の種類及び提供手続</p> <p>イ 担保の種類</p> <p>納税の猶予の担保は、国税通則法第50条各号《担保の種類》に規定する次に掲げるものとする(具体的には、納税の猶予等の取扱要領第4章第2節参照)。</p> <p>①～⑦ (省 略)</p> <p>ロ 担保の提供手続</p> <p>申請者は、担保の提供に当たっては、次に掲げる書類のほか、担保の種類に応じて納税の猶予等の取扱要領第4章第2節に掲げる書類を併せて提出する。</p> <p>なお、徴収担当部門又は局特別整理部門は、担保及び関係書類を受領した場合には、納税の猶予等の取扱要領に定める担保整理一覧表に担保の明細等を記載し、その事績を明らかにしておくものとする。</p> <p>①・② (省 略)</p> <p>③ 担保が、法人又は制限行為能力者(民法第20条第1項《制限行為能力者の相手方の催告権》に規定する制限行為能力者をいう。)の所有物である場</p>	<p>納税の猶予を受けようとする内国法人又は外国法人は、次に掲げる場合を除き、納税の猶予申請書の提出に併せて、納税の猶予に係る金額に相当する担保を提供しなければならない。ただし、納税の猶予に係る法人税又は地方法人税につき滞納処分により差し押さえられた財産があるときは、その担保の額は、その猶予する金額からその財産の価額(当該財産のうち国税への充当見込額に限る。)を控除した額を限度とする。</p> <p>イ～ハ (同 左)</p> <p>(注) 猶予する金額から控除する財産の価額には、徴収の共助又は保全の共助によって差押えに相当する処分をした財産及び担保の提供を受けた財産の価額を含むことに留意する(国税通則法第46条第6項)。</p> <p>(5) 担保の種類及び提供手続</p> <p>イ 担保の種類</p> <p>納税の猶予の担保は、国税通則法第50条《担保の種類》各号に規定する次に掲げるものとする(具体的には、納税の猶予等の取扱要領第4章第2節参照)。</p> <p>①～⑦ (同 左)</p> <p>ロ 担保の提供手続</p> <p>申請者は、担保の提供に当たっては、次に掲げる書類のほか、担保の種類に応じて納税の猶予等の取扱要領第4章第2節に掲げる書類を併せて提出する。なお、徴収担当部門又は局特別整理部門は、担保及び関係書類を受領した場合には、納税の猶予等の取扱要領に定める担保整理一覧表に担保の明細等を記載し、その事績を明らかにしておくものとする。</p> <p>①・② (同 左)</p> <p>③ 担保が、法人又は制限行為能力者(民法第20条第1項《制限行為能力者の相手方の催告権》に規定する制限行為能力者をいう。)の所有物である場</p>

改正後	改正前
<p>合には、代表者、法定代理人(その代理行為が同法第826条《利益相反行為》の規定に該当するときは特別代理人)、保佐人若しくは補助人の資格を証する書面又は保佐人若しくは補助人がその担保の設定に同意した旨が記載された書面及びその代表者、法定代理人、保佐人又は補助人の印鑑証明書</p> <p>④ (省 略)</p> <p>(6)・(7) (省 略)</p> <p>(8) 納税の猶予の対象となる額の連絡</p> <p>イ 法人担当部門又は局調査課(国税局調査査察部(東京及び大阪国税局にあっては調査第一部、名古屋国税局にあっては調査部)調査管理課及び沖縄国税事務所調査課をいう。以下43及び44において同じ。)は、調査(国税通則法第7章の2《国税の調査》関係通達1-1に定める調査をいう。)に当たって内国法人又は外国法人が納税の猶予の意思を有していることを把握した場合には、当該納税の猶予の対象となる額を、局特別整理部門及び庁主管課(法人担当部門においては、局法人課税課(国税局課税第二部(金沢、高松及び熊本国税局にあっては課税部)法人課税課及び沖縄国税事務所法人課税課をいう。以下43及び44において同じ。)経由)に通知する。</p> <p>ロ 庁主管課(国税庁課税部法人課税課又は国税庁調査査察部調査課をいう。以下43及び44において同じ。)は、局関係課(局調査課又は局法人課税課をいう。以下43及び44において同じ。)からイの通知を受けた場合には、当該通知に係る納税の猶予の対象となる額を庁相互協議室に通知する。</p> <p>ハ・ニ (省 略)</p> <p>(9) (省 略)</p> <p>(10) 納税の猶予要件の審査</p> <p>イ (8)の連絡を受けた局特別整理部門は、内国法人又は外国法人から提出された納税の猶予申請書の正本((3)に掲げる添付書類1部を含む。)及び担保に関する</p>	<p>合には、代表者、法定代理人(その代理行為が同法第826条《親権者と子の利益相反行為》の規定に該当するときは特別代理人)、保佐人若しくは補助人の資格を証する書面又は保佐人若しくは補助人がその担保の設定に同意した旨が記載された書面及びその代表者、法定代理人、保佐人又は補助人の印鑑証明書</p> <p>④ (同 左)</p> <p>(6)・(7) (同 左)</p> <p>(8) 納税の猶予の対象となる額の連絡</p> <p>イ 法人担当部門又は局調査課(国税局調査査察部(東京及び大阪国税局にあっては調査第一部、名古屋国税局にあっては調査部)調査管理課及び沖縄国税事務所調査課をいう。以下7及び8において同じ。)は、<u>移転価格調査</u>に当たって内国法人又は外国法人が納税の猶予の意思を有していることを把握した場合には、当該納税の猶予の対象となる額を、局特別整理部門及び庁主管課(法人担当部門においては、局法人課税課(国税局課税第二部(金沢、高松及び熊本国税局にあっては課税部)法人課税課及び沖縄国税事務所法人課税課をいう。以下7及び8において同じ。)経由)に通知する。</p> <p>ロ 庁主管課(国税庁課税部法人課税課又は国税庁調査査察部調査課をいう。以下7及び8において同じ。)は、局関係課(局調査課又は局法人課税課をいう。以下7及び8において同じ。)からイの通知を受けた場合には、当該通知に係る納税の猶予の対象となる額を庁相互協議室に通知する。</p> <p>ハ・ニ (同 左)</p> <p>(9) (同 左)</p> <p>(10) 納税の猶予要件の調査等</p> <p>イ (8)の連絡を受けた局特別整理部門は、内国法人又は外国法人から提供された担保が納税の猶予に係る金額に相当するものか否か及び納税の猶予に係る法</p>

改正後	改正前
<p><u>る書類等により、当該猶予申請について、(1)に掲げる要件の全てに該当するか否かを審査する。</u></p> <p>なお、担保の評価については、納税の猶予等の取扱要領第4章第2節による。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(11) 納税の猶予の許可</p> <p>イ 局特別整理部門は、(10)の<u>審査</u>により、(1)に掲げる要件の<u>全て</u>を充足していることを確認した<u>場合は</u>、納税の猶予に係る法人税及び地方法人税について納税を猶予する。この場合において、局特別整理部門は、納税の猶予をした旨、猶予に係る金額その他必要な事項を申請者(保証人及び物上保証人を含む。)に通知する(別紙様式6-3)。</p> <p>なお、納税の猶予申請書に記載した法人税の額、地方法人税の額及びそれらの加算税の額が(8)に掲げる局関係課から連絡を受けた納税の猶予の対象となる額を超える場合は、当該納税の猶予の対象となる額を限度として納税を猶予する。</p> <p>ロ・ハ (省略)</p> <p>(12) 納税の猶予期間</p> <p>納税の猶予の期間は、租税特別措置法第66条の4第17項第1号に<u>掲げる更正決定に係る法人税(連結法人にあっては同法第68条の88第18項第1号に掲げる更正決定に係る法人税)及び同法第66条の4第17項第3号に掲げる更正決定に係る地方法人税(連結法人にあっては同法第68条の88第18項第3号に掲げる更正決定に係る地方法人税)</u>の納期限(納税の猶予の申請が当該納期限後である場合は、当該申請の日)から、相互協議の相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく更正があった日(次に掲げる場合にあっては、国税庁長官がその場合に該当する旨を通知した日)の翌日から1月を経過する<u>日</u>までの期間(以下「納税の猶予期間」という。)である。</p> <p>イ・ロ (省略)</p>	<p>人税及び地方法人税以外の国税の滞納の有無について調査する。</p> <p>なお、担保の評価については、納税の猶予等の取扱要領第4章第2節による。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(11) 納税の猶予の許可</p> <p>イ 局特別整理部門は、(10)の<u>調査等</u>により、(1)に掲げる要件を充足していることを確認した<u>ときは</u>、納税の猶予に係る法人税及び地方法人税について納税を猶予する。この場合において、局特別整理部門は、納税の猶予をした旨、猶予に係る金額その他必要な事項を申請者(保証人及び物上保証人を含む。)に通知する(別紙様式6-3)。</p> <p>なお、納税の猶予申請書に記載した法人税の額、地方法人税の額及びそれらの加算税の額が(8)に掲げる局関係課から連絡を受けた納税の猶予の対象となる額を超える場合は、当該納税の猶予の対象となる額を限度として納税を猶予する。</p> <p>ロ・ハ (同左)</p> <p>(12) 納税の猶予期間</p> <p>納税の猶予の期間は、租税特別措置法第66条の4第17項第1号及び<u>同項第3号又は第68条の88第18項第1号及び同項第3号</u>に掲げる更正決定に係る<u>法人税及び地方法人税</u>の納期限(納税の猶予の申請が当該納期限後である場合は、当該申請の日)から、相互協議の相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく更正があった日(次に掲げる場合にあっては、国税庁長官がその場合に該当する旨を通知した日)の翌日から1月を経過するまでの期間(以下「納税の猶予期間」という。)である。</p> <p>イ・ロ (同左)</p>

改正後	改正前
<p>ハ 租税特別措置法第66条の4第17項第1号に掲げる更正決定に係る法人税の額（連結法人にあつては同法第68条の88第18項第1号に掲げる更正決定に係る法人税の額）及び同法第66条の4第17項第3号に掲げる更正決定に係る地方法人税の額（連結法人にあつては同法第68条の88第18項第3号に掲げる更正決定に係る地方法人税の額）に関し、合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額及び地方法人税の額を変更するものでないとき。</p> <p>(13) 納税の猶予の不許可</p> <p>イ 局特別整理部門は、納税の猶予の申請があつた場合において、(1)に掲げる要件を充足していないときは、納税の猶予に係る法人税及び地方法人税について納税を猶予しないこととする。この場合において、局特別整理部門は、納税の猶予をしない旨を申請者(保証人及び物上保証人を含む。)に通知する(別紙様式6-4)。</p> <p>ロ・ハ (省略)</p> <p>(14) 納税の猶予の取消し</p> <p>イ 局特別整理部門は、納税の猶予を受けている者が次のいずれかに該当する場合には、その猶予を取り消すことができる。</p> <p>①・② (省略)</p> <p>③ 国税通則法第38条第1項各号《繰上請求》のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る法人税及び地方法人税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。</p> <p>④ 猶予に係る法人税及び地方法人税につき提供された担保について国税局長が国税通則法第51条第1項《担保の変更等》の規定によってした命令に応じないとき。</p> <p>⑤・⑥ (省略)</p> <p>ロ 局特別整理部門は、イの取扱いにより納税の猶予を取り消す場合には、イ①及び③に該当するときを除き、あらかじめ、その猶予を受けている者の弁</p>	<p>ハ 租税特別措置法第66条の4第17項第1号及び同項第3号又は第68条の88第18項第1号及び同項第3号に掲げる更正決定に係る法人税の額及び地方法人税の額に関し、合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額及び地方法人税の額を変更するものでないとき。</p> <p>(13) 納税の猶予の不許可</p> <p>イ 局特別整理部門は、納税の猶予の申請があつた場合において、(1)に掲げる納税の猶予の要件を充足していないときは、納税の猶予に係る法人税及び地方法人税について納税を猶予しないこととする。この場合において、局特別整理部門は、納税の猶予をしない旨を申請者(保証人及び物上保証人を含む。)に通知する(別紙様式6-4)。</p> <p>ロ・ハ (同左)</p> <p>(14) 納税の猶予の取消し</p> <p>イ 局特別整理部門は、納税の猶予を受けている者が次のいずれかに該当する場合には、その猶予を取り消すことができる。</p> <p>①・② (同左)</p> <p>③ 国税通則法第38条《繰上請求》第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る法人税及び地方法人税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。</p> <p>④ 猶予に係る法人税及び地方法人税につき提供された担保について国税局長が国税通則法第51条《担保の変更等》第1項の規定によってした命令に応じないとき。</p> <p>⑤・⑥ (同左)</p> <p>ロ 局特別整理部門は、イの規定により納税の猶予を取り消す場合には、イ①及び③に該当するときを除き、あらかじめ、その猶予を受けている者の弁明</p>

改正後	改正前
<p>明を聞かなければならない。ただし、その者が正当な理由なくその弁明をしないときは、弁明を聴取することなく猶予を取り消すことができる。</p> <p>ハ 局特別整理部門は、<u>イの取扱い</u>により納税の猶予を取り消したときは、その旨を納税の猶予を受けている者(保証人及び物上保証人を含む。)に通知する(別紙様式6-5)。この場合において、局特別整理部門は、局関係課及び庁相互協議室(庁徴収課経由)にその旨を通知する。</p> <p>ニ (省 略)</p> <p>(15) 相互協議の合意等に伴う処理</p> <p>イ 庁相互協議室は、納税の猶予の対象となっている法人税又は地方法人税に係る相互協議が複数あり、その一部の相互協議が次に掲げる事実^イに該当することとなった場合には、庁主管課に対して他の継続する相互協議に係る納税の猶予額について確認を求める。</p> <p>① <u>17</u>の相互協議の合意</p> <p>② <u>18</u>の相互協議の終了</p> <p>③ <u>19</u>の相互協議の申立ての取下げ</p> <p>④ <u>28</u>の相互協議の合意</p> <p>⑤ <u>29</u>の相互協議の終了</p> <p>ロ～ニ (省 略)</p> <p>(16) (省 略)</p> <p>(17) その他納税の猶予に係る留意事項</p> <p>イ 納税の猶予の処理に当たっては、上記の<u>取扱い</u>によるほか、その他の事項については納税の猶予等の取扱要領に定めるところにより適切に処理する。</p> <p>ロ (省 略)</p> <p>ハ 納税の猶予を受けた納税者について、還付金が発生した場合には、納税の猶予期間中は当該猶予に係る法人税の額及び地方法人税の額に充当することはできず、納税者に還付しなければならないことに留意する(国税通則法施</p>	<p>明を聞かなければならない。ただし、その者が正当な理由なくその弁明をしないときは、弁明を聴取することなく猶予を取り消すことができる。</p> <p>ハ 局特別整理部門は、<u>イの規定</u>により納税の猶予を取り消したときは、その旨を納税の猶予を受けている者(保証人及び物上保証人を含む。)に通知する(別紙様式6-5)。この場合において、局特別整理部門は、局関係課及び庁相互協議室(庁徴収課経由)にその旨を通知する。</p> <p>ニ (同 左)</p> <p>(15) 相互協議の合意等に伴う処理</p> <p>イ 庁相互協議室は、納税の猶予の対象となっている法人税又は地方法人税に係る相互協議が複数あり、その一部の相互協議が次に掲げる事実^イに該当することとなった場合には、庁主管課に対して他の継続する相互協議に係る納税の猶予額について確認を求める。</p> <p>① <u>19</u>相互協議の合意</p> <p>② <u>20</u>相互協議の終了</p> <p>③ <u>21</u>相互協議申立ての取下げ</p> <p>④ <u>30</u>相互協議の合意</p> <p>⑤ <u>31</u>相互協議の終了</p> <p>ロ～ニ (同 左)</p> <p>(16) (同 左)</p> <p>(17) その他納税の猶予に係る留意事項</p> <p>イ 納税の猶予の処理に当たっては、上記の<u>定め</u>によるほか、その他の事項については納税の猶予等の取扱要領に定めるところにより適切に処理する。</p> <p>ロ (同 左)</p> <p>ハ 納税の猶予を受けた納税者について、還付金が発生した場合には、納税の猶予期間中は当該猶予に係る法人税の額及び地方法人税の額に充当することはできず、納税者に還付しなければならないことに留意する(国税通則法施</p>

改正後	改正前
<p>行令第23条第1項ただし書《<u>還付金等の充当適状</u>》、租税特別措置法施行令第39条の12の2第4項）。</p> <p>44 徴収猶予(地方税)に係る都道府県への通知</p> <p>(1) 我が国において移転価格課税、<u>租税特別措置法第67条の18第1項の規定に基づく課税</u>（以下「<u>国外所得金額の計算の特例の規定に基づく課税</u>」という。）又は<u>同法第68条の107の2第1項の規定に基づく課税</u>（以下「<u>連結法人の連結国外所得金額の計算の特例の規定に基づく課税</u>」という。）を受けたことを理由として、内国法人が3に掲げる相互協議の申立てをした場合（我が国において移転価格課税又は同法第66条の4の3第1項の規定に基づく課税（以下「<u>外国法人の内部取引に係る課税の特例の規定に基づく課税</u>」という。）を受けたことを理由として、外国法人が相手国等の権限ある当局に対し相互協議の申立てをし、かつ、当該相手国等の権限ある当局から22に掲げる相互協議の申入れがあった場合を含む。）の処理は、次による。</p> <p>イ 法人担当部門又は局調査課は、庁主管課(法人担当部門においては、局法人課税課経由)から7(1)又は22(1)による相互協議の申立ての通知を受けた場合には、当該通知に係る相互協議の申立てに係る租税特別措置法第66条の4第17項第1号に掲げる更正決定に係る法人税額(連結法人にあつては相互協議の申立てに係る同法第68条の88第18項第1号に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額)、同法第66条の4第17項第3号に掲げる更正決定に係る地方法人税額（連結法人にあつては相互協議の申立てに係る同法第68条の88第18項第3号に掲げる更正決定に係る地方法人税額）及び当該法人税額の課税標準とされた所得金額(連結法人にあつては相互協議の申立てに係る同法第68条の88第18項第1号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額)（以下「相互協議申立てに係る更正決定額」という。）について、庁主管課(法人担当部門においては、局法人</p>	<p>行令第23条第1項ただし書、租税特別措置法施行令第39条の12の2第4項）。</p> <p>8 徴収猶予(地方税)に係る都道府県への通知</p> <p>(1) 我が国において移転価格課税を受けたことを理由として、内国法人が3に掲げる相互協議の申立てをした場合（我が国において移転価格課税を受けたことを理由として、外国法人が相手国等の権限ある当局に対し相互協議の申立てをし、かつ、当該相手国等の権限ある当局から24に掲げる相互協議の申入れがあった場合を含む。）の処理は、次による。</p> <p>イ 法人担当部門又は局調査課は、庁主管課(法人担当部門においては、局法人課税課経由)から9(1)又は24(1)による相互協議の申立ての通知を受けた場合には、当該通知に係る相互協議の申立てに係る租税特別措置法第66条の4第17項第1号に掲げる更正決定に係る法人税額(連結法人にあつては相互協議の申立てに係る租税特別措置法第68条の88第18項第1号に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額)、租税特別措置法第66条の4第17項第3号に掲げる更正決定に係る地方法人税額（連結法人にあつては相互協議の申立てに係る租税特別措置法第68条の88第18項第3号に掲げる更正決定に係る地方法人税額）及び当該法人税額の課税標準とされた所得金額(連結法人にあつては相互協議の申立てに係る租税特別措置法第68条の88第18項第1号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額)（以下8において「相互協議申立てに係る更正決定額」という。）に</p>

改正後	改正前
<p>課税課経由)に連絡する。</p> <p>ロ 庁主管課は、局関係課からイの連絡を受けた場合には、当該連絡に係る相互協議申立てに係る更正決定額を庁相互協議室に通知する。</p> <p>(注) 我が国における移転価格課税、<u>外国法人の内部取引に係る課税の特例の規定に基づく課税、国外所得金額の計算の特例の規定に基づく課税又は連結法人の連結国外所得金額の計算の特例の規定に基づく課税</u>に係る事業年度が複数の場合には、事業年度ごとに相互協議申立てに係る更正決定額を通知することに留意する。</p> <p>ハ 庁相互協議室は、庁主管課からロの通知を受けた場合には、当該通知に係る内国法人(当該内国法人が連結法人である場合は、<u>当該通知に係る相互協議の申立ての対象となる取引の当事者である連結親法人又は連結子法人</u>)又は外国法人の事務所又は事業所(二以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、その主たる事務所又は事業所。<u>以下同じ。</u>)の所在地の都道府県税務課に、次の事項を通知する。</p> <p>① (省 略)</p> <p>② <u>移転価格課税、外国法人の内部取引に係る課税の特例の規定に基づく課税、国外所得金額の計算の特例の規定に基づく課税又は連結法人の連結国外所得金額の計算の特例の規定に基づく課税</u>が行われた各事業年度の相互協議申立てに係る更正決定額</p> <p>③ 当該内国法人又は外国法人の名称、代表者、事務所又は事業所の所在地及び法人番号</p> <p>④～⑥ (省 略)</p> <p>(注) 我が国において移転価格課税、<u>国外所得金額の計算の特例の規定に基づく課税又は連結法人の連結国外所得金額の計算の特例の規定に基づく課税</u>を受け</p>	<p>ついて、庁主管課(法人担当部門においては、局法人課税課経由)に連絡する。</p> <p>ロ 庁主管課は、局関係課からイの連絡を受けた場合には、当該連絡に係る相互協議申立てに係る更正決定額を庁相互協議室に通知する。</p> <p>(注) 我が国における移転価格課税に係る事業年度が複数の場合には、事業年度ごとに相互協議申立てに係る更正決定額を通知することに留意する。</p> <p>ハ 庁相互協議室は、庁主管課からロの通知を受けた場合には、当該通知に係る内国法人(当該内国法人が連結法人である場合は、相互協議の申立ての対象となる取引の当事者である連結親法人又は連結子法人)又は外国法人の事務所又は事業所(二以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、その主たる事務所又は事業所)の所在地の都道府県税務課に、次の事項を通知する。</p> <p>① (同 左)</p> <p>② 移転価格課税が行われた各事業年度の相互協議申立てに係る更正決定額</p> <p>③ 当該内国法人(<u>連結法人の場合は、当該申立ての対象の取引の当事者である連結親法人又は連結子法人</u>)又は外国法人の名称、代表者、事務所又は事業所(<u>二以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、その主たる事務所又は事業所</u>)の所在地及び法人番号</p> <p>④～⑥ (同 左)</p> <p>(注) 我が国において移転価格課税を受ける前に、内国法人が相互協議申立てを行った場合等においては、当該申立てに係る移転価格課税後、イ～ハの処</p>

改正後	改正前
<p>る前に、内国法人が相互協議の申立てを行った場合等においては、当該申立てに係る移転価格課税、<u>国外所得金額の計算の特例の規定に基づく課税又は連結法人の連結国外所得金額の計算の特例の規定に基づく課税</u>の後、イ～ハの処理を行うことに留意する。</p> <p>(2) (1)の相互協議の合意が行われた場合(当該合意の内容が相互協議申立てに係る更正決定額を変更するものでない場合を除く。)の処理は、次による。</p> <p>イ 法人担当部門又は局調査課は、(1)の相互協議について、庁主管課から <u>17(3)又は28(2)の指示を受けた場合には、当該相互協議の合意に基づく国税通則法第26条《再更正》の規定による更正に係る法人税額(連結法人にあっては当該相互協議の合意に基づく同条の規定による更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額)</u>、同条の規定による更正に係る地方法人税額(連結法人にあっては当該相互協議の合意に基づく同条の規定による更正に係る地方法人税額)及び当該法人税額の課税標準とされた所得金額(連結法人にあっては当該相互協議の合意に基づく同条の規定による更正に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額)(以下「相互協議合意に基づく更正額」という。)を、庁主管課(法人担当部門においては、局法人課税課経由)に連絡する。</p> <p>ロ (省 略)</p> <p>ハ 庁相互協議室は、庁主管課からロの通知を受けた場合には、当該通知に係る内国法人(当該内国法人が連結法人である場合は、当該通知に係る相互協議の申立ての対象となる取引の当事者である連結親法人又は連結子法人)又は外国法人の事務所又は事業所の所在地の都道府県税務課に次の事項を通知する。</p> <p>①・② (省 略)</p> <p>③ 当該内国法人又は外国法人の名称、代表者、事務所又は事業所の所在地及び法人番号</p>	<p>理を行うことに留意する。</p> <p>(2) (1)の相互協議の合意が行われた場合(当該合意の内容が相互協議申立てに係る更正決定額を変更するものでない場合を除く。)の処理は、次による。</p> <p>イ 法人担当部門又は局調査課は、(1)の相互協議について、庁主管課から <u>19(3)又は30(2)の指示を受けた場合には、当該相互協議の合意に基づく国税通則法第26条の規定による更正に係る法人税額、同条の規定による更正に係る地方法人税額(連結法人にあっては当該相互協議の合意に基づく同条の規定による更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額、同条の規定による更正に係る地方法人税額)及び当該法人税額の課税標準とされた所得金額(連結法人にあっては当該相互協議の合意に基づく同条の規定による更正に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額)</u>(以下 <u>8</u>において「相互協議合意に基づく更正額」という。)を、庁主管課(法人担当部門においては、局法人課税課経由)に連絡する。</p> <p>ロ (同 左)</p> <p>ハ 庁相互協議室は、庁主管課からロの通知を受けた場合には、当該通知に係る内国法人(当該内国法人が連結法人である場合は、当該通知に係る相互協議の申立ての対象となる取引の当事者である連結親法人又は連結子法人)又は外国法人の事務所又は事業所(<u>二以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、その主たる事務所又は事業所</u>)の所在地の都道府県税務課に次の事項を通知する。</p> <p>①・② (同 左)</p> <p>③ 当該内国法人又は外国法人の名称、代表者、事務所又は事業所(<u>二以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、その主たる</u></p>

改正後	改正前
<p>④～⑥ (省 略)</p> <p>(注) 1 (省 略)</p> <p>2 法人担当部門又は局調査課は、(1)の相互協議が複数あり、その一部の相互協議につき、庁主管課から17(3)又は28(2)の指示を受けた場合には、イの連絡と同時に、他の継続する相互協議に係る法人税額、地方法人税額及び所得金額((1)の相互協議において、合意が行われた相互協議が申し立てられなかったものとして計算した相互協議申立てに係る更正決定額をいう。以下この(2)において同じ。)を、庁主管課(法人担当部門においては、局法人課税課経由)に連絡する。</p> <p>3・4 (省 略)</p> <p>(3) (1)の相互協議の合意において当該合意の内容が相互協議申立てに係る更正決定額を変更するものでない場合又は(1)の相互協議を終了した場合には、庁相互協議室は、当該相互協議に係る内国法人(当該内国法人が連結法人である場合は、当該相互協議の申立ての対象となる取引の当事者である連結親法人又は連結子法人)又は外国法人の事務所又は事業所の所在地の都道府県税務課に次の事項を通知する。</p> <p>イ (省 略)</p> <p>ロ 当該内国法人又は外国法人の名称、代表者、事務所又は事業所の所在地及び法人番号</p> <p>ハ～ホ (省 略)</p> <p>(注) (省 略)</p>	<p><u>事務所又は事業所</u>の所在地及び法人番号</p> <p>④～⑥ (同 左)</p> <p>(注) 1 (同 左)</p> <p>2 法人担当部門又は局調査課は、(1)の相互協議が複数あり、その一部の相互協議につき、庁主管課から19(3)又は30(2)の指示を受けた場合には、イの連絡と同時に、他の継続する相互協議に係る法人税額、地方法人税額及び所得金額((1)の相互協議において、合意が行われた相互協議が申し立てられなかったものとして計算した相互協議申立てに係る更正決定額をいう。以下この(2)において同じ。)を、庁主管課(法人担当部門においては、局法人課税課経由)に連絡する。</p> <p>3・4 (同 左)</p> <p>(3) (1)の相互協議の合意において当該合意の内容が相互協議申立てに係る更正決定額を変更するものでない場合又は(1)の相互協議を終了した場合には、庁相互協議室は、当該相互協議に係る内国法人(当該内国法人が連結法人である場合には、当該相互協議の申立ての対象となる取引の当事者である連結親法人又は連結子法人)又は外国法人の事務所又は事業所(二以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、その主たる事務所又は事業所)の所在地の都道府県税務課に次の事項を通知する。</p> <p>イ (同 左)</p> <p>ロ 当該内国法人又は外国法人の名称、代表者、事務所又は事業所(二以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、その主たる事務所又は事業所)の所在地及び法人番号</p> <p>ハ～ホ (同 左)</p> <p>(注) (同 左)</p>

別紙様式 1

相互協議申立書

※ 整理番号
※ 連結グループ整理番号

平成 年 月 日	申立法人	(フリガナ)	
	□ □ 単 結 体	法人名又は氏名	印
		法人番号又は個人番号	<small>↑個人番号の記載に当たっては、右欄を空欄とし、ここから記載してください。</small>
	親 法 人	納 税 地	〒 - (局 署)
		(フリガナ)	
		法人の代表者氏名	印
人	(フリガナ)	(役職名)	
	責任者氏名	電話 () - (内線)	
国税庁長官 殿	事 業 種 目		資 本 金 百万円

租税条約の規定に基づき、権限ある当局間の相互協議を申し立てます。

連 結 子 法 人	(フリガナ)	
	法 人 名	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 - (局 署)
	(フリガナ)	
人	代表者氏名	
	責任者氏名	(役職名) 電話 () -
	事 業 種 目	

相互協議申立ての理由 事前確認 我が国課税 相手国等課税 (課税年月日：西暦 年 月 日) その他

相互協議の相手国等

国 外 関 連 者 等	名 称	
	本店所在地等	
	申立ての対象となる 取引等を有する 国内の者との関係	
相手国等での相互協議申立ての有無	<input type="checkbox"/> 有 (西暦 年 月 日) <input type="checkbox"/> 無	

申立ての対象となる所得金額等

(連結) 事業年度 (年分)	円換による表示 (我が国課税及び相手国等課税の場合)		相手国等通貨による表示 (相手国等課税の場合)	
	所得金額	税額	所得金額	税額
西暦 年 月 日～ 年 月 日	百万円	百万円	通貨単位	通貨単位
合 計				

租税特別措置法第 66 条の4の2第1項《(国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予)等》に規定する納税の猶予の希望の有無 有 無地方税法第 55 条の 2 第 1 項《(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予)等》に規定する徴収猶予の希望の有無 有 無

別紙様式 1

相互協議申立書

※ 整理番号
※ 連結グループ整理番号

平成 年 月 日	申立法人	(フリガナ)	
	□ □ 単 結 体	法人名又は氏名	印
		法人番号又は個人番号	<small>↑個人番号の記載に当たっては、右欄を空欄とし、ここから記載してください。</small>
	親 法 人	納 税 地	〒 - (局 署)
		(フリガナ)	
		法人の代表者氏名	印
人	(フリガナ)	(役職名)	
	責任者氏名	電話 () - (内線)	
国税庁長官 殿	事 業 種 目		資 本 金 百万円

租税条約の規定に基づき、権限ある当局間の相互協議を申し立てます。

連 結 子 法 人	(フリガナ)	
	法 人 名	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 - (局 署)
	(フリガナ)	
人	代表者氏名	
	責任者氏名	(役職名) 電話 () -
	事 業 種 目	

相互協議申立ての理由 事前確認 我が国課税 相手国等課税 (課税年月日：西暦 年 月 日) その他

相互協議の相手国等

国 外 関 連 者 等	名 称	
	本店所在地	
	申立ての対象となる 取引等を有する 国内の者との関係	
相手国等での相互協議申立ての有無	<input type="checkbox"/> 有 (西暦 年 月 日) <input type="checkbox"/> 無	

申立ての対象となる所得金額等

(連結) 事業年度 (年分)	円換による表示 (我が国課税及び相手国等課税の場合)		相手国等通貨による表示 (相手国等課税の場合)	
	所得金額	税額	所得金額	税額
西暦 年 月 日～ 年 月 日	百万円	百万円	通貨単位	通貨単位
合 計				

租税特別措置法第 66 条の4の2《(国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予)第1項又は第 68 条の 88 の2《(連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予)第1項》に規定する納税の猶予の希望の有無 有 無地方税法第 55 条の 2《(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予)第 1 項等に規定する徴収猶予の希望の有無 有 無

(次葉)

(申立ての対象となる事実の概要及び申立ての理由等)

Blank box for statement of facts and reasons.

(添付書類)

Blank box for attachments.

(連結子法人又は国外関連者等が複数ある場合の追加記入欄)

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名			
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 -	(局 署)	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名			
	責 任 者 氏 名	(役職名) 電話 () -		
	事 業 種 目			
国 外 関 連 者 等	名 称			
	本 店 所 在 地 等			
	申立ての対象となる取 引等を有する国内の者 との関係			
	相手国等での相互協議申立ての有無	<input type="checkbox"/> 有 (西暦 年 月 日)	<input type="checkbox"/> 無	

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

税理士署名押印	印
---------	---

※相互協議室処理欄	番号確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()
	整理番号		
	備考		

(次葉)

(申立ての対象となる事実の概要及び申立ての理由等)

Blank box for statement of facts and reasons.

(添付書類)

Blank box for attachments.

(連結子法人又は国外関連者等が複数ある場合の追加記入欄)

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名			
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 -	(局 署)	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名			
	責 任 者 氏 名	(役職名) 電話 () -		
	事 業 種 目			
国 外 関 連 者 等	名 称			
	本 店 所 在 地 等			
	申立ての対象となる取 引等を有する国内の者 との関係			
	相手国等での相互協議申立ての有無	<input type="checkbox"/> 有 (西暦 年 月 日)	<input type="checkbox"/> 無	

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

税理士署名押印	印
---------	---

※相互協議室処理欄	番号確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()
	整理番号		
	備考		

相互協議申立書の記載要領等

1 この申立書は、租税条約の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵・自治省令第1号）（以下、「租税条約等実施特例省令」といいます。）第12条第1項若しくは第4項《租税条約の規定に適合しない課税に関する申立て等の手続》若しくは第13条《双方居住者の取扱いに係る協議に関する申立ての手続》又は遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵省令第36号）（以下、「相続税法特例省令」といいます。）第3条第1項《二重課税に関する申立ての手続》の規定に従って、我が国の居住者、内国法人、日本国籍を有する非居住者又は相続税法に規定する相続税又は贈与税の納税義務者が、我が国の権限ある当局と外国の権限ある当局との相互協議の申立てを行うときに使用します。

2 相互協議の申立てに当たっては、この申立書及び添付資料各1部を、国税庁相互協議室に提出してください。

3 各欄の記載は次によります。

- (1) 「申立法人」欄は、申立者が法人である場合のみ、「連結親法人」又は「単体法人」のいずれか一つを選択し、「リ」印等を記載してください。連結法人に係る申立人は「連結親法人」となります。
- (2) 「法人番号又は個人番号」欄には、申立者の法人番号又は個人番号を記載してください。
- (3) 「責任者氏名」欄は、この申立てに係る責任者の氏名、役職名及び電話番号を記載してください。
- (4) 申立ての対象となる取引の当事者が「連結子法人」であるときは、「連結子法人」欄に、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地、法人名等を記載してください。

「連結法人」と「申立法人」との関係は、以下の通りとなります。「連結子法人」が複数ある場合には、次業に記載してください。

相互協議の理由	対象取引の当事者	「申立法人」欄	「連結子法人」欄
課税・事前確認	連結親法人	連結親法人	記載不要
	連結子法人		要記載

- (5) 「国外関連者等」欄には、この申立てが移転価格課税等又は事前確認に係るものである場合に当該移転価格課税等又は事前確認に係る国外関連者又は相手国等にある恒久的施設について記載してください。「国外関連者等」が複数ある場合には、次業に記載してください。
- (6) 「申立ての対象となる所得金額等」欄は、我が国又は相手国等における課税により増加した所得金額及び税額（その事案が源泉徴収に関するものである場合には、源泉徴収対象金額及び税額、以下同じ。）を（連結）事業年度（年分）ごとに区分して記載してください。なお、源泉所得税額については金額の頭部に「(額)」と表示してください。
 (注) この申立てが相手国等における課税に係るものである場合には、その課税により増加する所得金額及び税額を（連結）事業年度終了の日（個人にあっては、その年の12月31日）における外国為替銀行の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値（以下「電信売買相場」といいます。）により円換算し、その円換算額を相手国等通貨による金額と併せて記載してください。
- (7) 相互協議の申立てが、我が国における移転価格課税等起因している場合、当該移転価格課税等により納付すべき国税の額（当該相互協議の申立てに係る相手国等の権限ある当局との間の相互協議の対象となるものに限ります。）及び当該国税の額に係る加算税の額に係る納税の猶予申請についての希望の有無を記載してください。（なお、納税の猶予申請を行うに当たっては、別途、「納税の猶予申請書」等を提出する必要があります。）
 また、地方税法第55条の2第1項《租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予》等に規定する徴収猶予の申請についての希望の有無も記載してください（一つの税目でも徴収猶予の申請を希望する場合には「有」に「レ」印等を記載してください。なお、当該徴収猶予の申請を行うに当たっては、別途、申請書等を都道府県・市区町村に提出する必要があります。）。
- (8) (次業)の「申立ての対象となる事実の概要及び申立ての理由等」欄には、この申立ての対象となる事実、申立ての理由を、また「連結子法人又は国外関連者等」が複数ある場合の追加記入欄には連結子法人又は国外関連者等が複数ある場合に記載してください。

4 この申立書には次の資料を添付してください。なお、国税庁相互協議室は、次に掲げる資料以外にも相互協議の実施のために必要と認められる資料の提出を求めることがあります。

- (1) 申立てが我が国又は相手国等における課税に係るものである場合には、更正通知書等当該課税の事実を証する書類の写し、当該課税に係る事実関係の詳細及び当該課税に対する申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面（課税に至っていない場合には、課税を受けるに至ると認められる事情の詳細及び当該事情に対する申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面）
- (2) 申立者又はその国外関連者が当該課税について不服申立て又は訴訟を行っている場合には、(1)に掲げる資料に加え、不服申立て又は訴訟を行っている旨及び申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面並びに不服申立書又は訴状の写し
- (3) 当該課税が移転価格課税に係るものである場合には、(1)に掲げる資料に加え、当該申立ての対象となる取引の当事者間の直接若しくは間接の資本関係又は実質的支配関係を示す資料
- (4) 申立てが租税条約等実施特例省令第13条に係るものであり、かつ、租税条約又はこれに付属する政府間の取決めにおいて相互協議を行うに当たり考慮すべき事項が定められている場合には、(1)に掲げる資料に加え、その定められている事項に関する資料
- (5) 申立者又はその国外関連者が相手国等の権限ある当局に相互協議の申立てを行っている場合には、その旨を証する書類の写し
- (6) その他協議の参考となる資料

5 この申立書に添付する書類のうち外国語のものについては、日本語訳を添付してください。

6 国税庁相互協議室への連絡

- (1) この申立書又は添付書類その他の提出資料に誤り又は重要な変更があった場合には、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。
- (2) 相手国等における課税処分、不服審査又は事前確認審査の進捗状況等については、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。

7 その他

- (1) 国税庁相互協議室では、相互協議の申立てについての事前相談に応じます（連絡先：相互協議第一係：03-3581-5451（代表））。
- (2) 相互協議は、平成13年6月25日付官協1-39他7課共同「相互協議の手続について」（事務運営指針）により行われています。この事務運営指針は、国税庁相互協議室で入手でき、また、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）でも閲覧できます。

相互協議申立書の記載要領等

1 この申立書は、租税条約の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵・自治省令第1号）（以下、「租税条約等実施特例省令」といいます。）第12条《租税条約の規定に適合しない課税に益する申立て等の手続》第1項若しくは第4項若しくは第13条《双方居住者の取扱いに係る協議に関する申立ての手続》又は遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵省令第36号）（以下、「相続税法特例省令」といいます。）第3条《二重課税に関する申立ての手続》第1項の規定に従って、我が国の居住者、内国法人、日本国籍を有する非居住者又は相続税法に規定する相続税又は贈与税の納税義務者が、我が国の権限ある当局と外国の権限ある当局との相互協議の申立てを行うときに使用します。

2 相互協議の申立てに当たっては、この申立書及び添付資料各1部を、国税庁相互協議室に提出してください。

3 各欄の記載は次によります。

- (1) 「申立法人」欄は、申立者が法人である場合のみ、「連結親法人」又は「単体法人」のいずれか一つを選択し、「レ」印等を記載してください。連結法人に係る申立人は「連結親法人」となります。
- (2) 「法人番号又は個人番号」欄には、申立者の法人番号又は個人番号を記載してください。
- (3) 「責任者氏名」欄は、この申立てに係る責任者の氏名、役職名及び電話番号を記載してください。
- (4) 申立ての対象となる取引の当事者が「連結子法人」であるときは、「連結子法人」欄に、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地、法人名等を記載してください。

「連結法人」と「申立法人」との関係は、以下の通りとなります。「連結子法人」が複数ある場合には、次業に記載してください。

相互協議の理由	対象取引の当事者	「申立法人」欄	「連結子法人」欄
課税・事前確認	連結親法人	連結親法人	記載不要
	連結子法人		要記載

- (5) 「国外関連者等」欄には、この申立てが移転価格課税等又は事前確認に係るものである場合に当該移転価格課税等又は事前確認に係る国外関連者について記載してください。「国外関連者等」が複数ある場合には、次業に記載してください。
- (6) 「申立ての対象となる所得金額等」欄は、我が国又は相手国等における課税により増加した所得金額及び税額（その事案が源泉徴収に関するものである場合には、源泉徴収対象金額及び税額、以下同じ。）を（連結）事業年度（年分）ごとに区分して記載してください。なお、源泉所得税額については金額の頭部に「(額)」と表示してください。
 (注) この申立てが相手国等における課税に係るものである場合には、その課税により増加する所得金額及び税額を（連結）事業年度終了の日（個人にあっては、その年の12月31日）における外国為替銀行の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値（以下「電信売買相場」といいます。）により円換算し、その円換算額を相手国等通貨による金額と併せて記載してください。
- (7) 相互協議の申立てが、我が国における移転価格課税等起因している場合、当該移転価格課税等により納付すべき法人税の額（当該相互協議の申立てに係る相手国等の権限ある当局との間の相互協議の対象となるものに限ります。）及び当該法人税の額に係る加算税の額に係る納税の猶予申請についての希望の有無を記載してください。（なお、納税の猶予申請を行うに当たっては、別途、「納税の猶予申請書」等を提出する必要があります。）
 また、地方税法第55条の2第1項等に規定する徴収猶予の申請についての希望の有無も記載してください（一つの税目でも徴収猶予の申請を希望する場合には「有」に「レ」印等を記載してください。なお、当該徴収猶予の申請を行うに当たっては、別途、申請書等を都道府県・市区町村に提出する必要があります。）。
- (8) (次業)の「申立ての対象となる事実の概要及び申立ての理由等」欄には、この申立ての対象となる事実、申立ての理由を、また「連結子法人又は国外関連者等」が複数ある場合の追加記入欄には連結子法人又は国外関連者等が複数ある場合に記載してください。

4 この申立書には次の資料を添付してください。なお、国税庁相互協議室は、次に掲げる資料以外にも相互協議の実施のために必要と認められる資料の提出を求めることがあります。

- (1) 申立てが我が国又は相手国等における課税に係るものである場合には、更正通知書等当該課税の事実を証する書類の写し、当該課税に係る事実関係の詳細及び当該課税に対する申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面（課税に至っていない場合には、課税を受けるに至ると認められる事情の詳細及び当該事情に対する申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面）
- (2) 申立者又はその国外関連者が当該課税について不服申立て又は訴訟を行っている場合には、(1)に掲げる資料に加え、不服申立て又は訴訟を行っている旨及び申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面並びに不服申立書又は訴状の写し
- (3) 当該課税が移転価格課税に係るものである場合には、(1)に掲げる資料に加え、当該申立ての対象となる取引の当事者間の直接若しくは間接の資本関係又は実質的支配関係を示す資料
- (4) 申立てが租税条約等実施特例省令第13条《双方居住者の取扱いに係る協議に関する申立ての手続》に係るものであり、かつ、租税条約又はこれに付属する政府間の取決めにおいて相互協議を行うに当たり考慮すべき事項が定められている場合には、(1)に掲げる資料に加え、その定められている事項に関する資料
- (5) 申立者又はその国外関連者が相手国等の権限ある当局に相互協議の申立てを行っている場合には、その旨を証する書類の写し
- (6) その他協議の参考となる資料

5 この申立書に添付する書類のうち外国語のものについては、日本語訳を添付してください。

6 国税庁相互協議室への連絡

- (1) この申立書又は添付書類その他の提出資料に誤り又は重要な変更があった場合には、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。
- (2) 相手国等における課税処分、不服審査又は事前確認審査の進捗状況等については、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。

7 その他

- (1) 国税庁相互協議室では、相互協議の申立てについての事前相談に応じます（連絡先：相互協議第一係：03-3581-5451（代表））。
- (2) 相互協議は、平成13年6月25日付官協1-39他7課共同「相互協議の手続について」（事務運営指針）により行われています。この事務運営指針は、国税庁相互協議室で入手でき、また、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）でも閲覧できます。

別紙様式 5

- 連結加入等法人の相互協議申立ての継続届出書
 連結離脱等法人の相互協議申立ての継続届出書

※	整理番号	
※	連結グループ整理番号	

平成 年 月 日	協法人	(フリガナ) 法人名			
	<input type="checkbox"/> 連単	納税地	〒 -		
	結体 親法	(フリガナ) 代表者氏名			
		印			
	法人 人	(フリガナ) 責任者氏名	(役職名)		
		電話 () - (内線)			
		事業種目	資本金	百万円	
国税庁長官 殿	連結法人となった日又は連結法人以外の法人となった日	年 月 日			

相互協議申立ての対象取引に関して、相互協議の申立てを継続します。

相互協議申立て時の状況	申立法人	(フリガナ) 法人名			
	<input type="checkbox"/> 連単	本店又は主たる事務所の所在地	〒 - (局 署)		
	結体 法法	(フリガナ) 代表者氏名			
		責任者氏名	(役職名)		
	電話 () -				
	事業種目	資本金	百万円		
	相互協議申立書提出年月日	年 月 日			
	相互協議申立ての理由	<input type="checkbox"/> 事前確認 <input type="checkbox"/> 我が国課税 <input type="checkbox"/> 相手国等課税 (課税年月日: 西暦 年 月 日) <input type="checkbox"/> その他			
	相互協議の相手国等				
	国外 関連 者等	名称			
本店所在地等					
	申立ての対象となる取引等を有する国内の者との関係				

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

税理士署名押印		印
---------	--	---

※相互協議室処理欄	整理番号		備考	
-----------	------	--	----	--

別紙様式 5

- 連結加入等法人の相互協議申立ての継続届出書
 連結離脱等法人の相互協議申立ての継続届出書

※	整理番号	
※	連結グループ整理番号	

平成 年 月 日	協法人	(フリガナ) 法人名			
	<input type="checkbox"/> 連単	納税地	〒 -		
	結体 親法	(フリガナ) 代表者氏名			
		印			
	法人 人	(フリガナ) 責任者氏名	(役職名)		
		電話 () - (内線)			
		事業種目	資本金	百万円	
国税庁長官 殿	連結法人となった日又は連結法人以外の法人となった日	年 月 日			

相互協議申立ての対象取引に関して、相互協議の申立てを継続します。

相互協議申立て時の状況	申立法人	(フリガナ) 法人名			
	<input type="checkbox"/> 連単	本店又は主たる事務所の所在地	〒 - (局 署)		
	結体 法法	(フリガナ) 代表者氏名			
		責任者氏名	(役職名)		
	電話 () -				
	事業種目	資本金	百万円		
	相互協議申立書提出年月日	年 月 日			
	相互協議申立ての理由	<input type="checkbox"/> 事前確認 <input type="checkbox"/> 我が国課税 <input type="checkbox"/> 相手国等課税 (課税年月日: 西暦 年 月 日) <input type="checkbox"/> その他			
	相互協議の相手国等				
	国外 関連 者等	名称			
本店所在地等					
	申立ての対象となる取引等を有する国内の者との関係				

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

税理士署名押印		印
---------	--	---

※相互協議室処理欄	整理番号		備考	
-----------	------	--	----	--

納税の猶予申請書

取受印

租税特別措置法第 条の規定により、下記のとおり納税の猶予を申請します。

申請年月日	年	月	日	相互協議申立て年月日	年	月	日	※ 高特別整理部門整理	処理年月日	年	月	日	対象税額通知受領年月日	年	月	日
所在地				法人番号				法人の代表者氏名								
更正決定により納付すべき額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	潜納処分費	備考							
上受		法人税														
受け		地方法人税														
の																
う																
ら																
ち																
納																
す																
の																
る																
額																
金																
子																
額																
を																
額																

※ 相互協議室整理欄	整理番号	※ 高特別整理部門への連絡	要件	同意	終了等
※ 高特別整理部門整理欄	特整理番号	相互協議室への連絡	回付	許可等	取消し

備考 申請者は本枠内を記入してください。

納税の猶予申請書

取受印

租税特別措置法第 条の規定により、下記のとおり納税の猶予を申請します。

申請年月日	年	月	日	相互協議申立て年月日	年	月	日	※ 高特別整理部門整理	処理年月日	年	月	日	対象税額通知受領年月日	年	月	日
所在地				法人番号				法人の代表者氏名								
更正決定により納付すべき額	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	潜納処分費	備考							
上受		法人税														
受け		地方法人税														
の																
う																
ら																
ち																
納																
す																
の																
る																
額																
金																
子																
額																
を																
額																

※ 相互協議室整理欄	整理番号	※ 高特別整理部門への連絡	要件	同意	終了等
※ 高特別整理部門整理欄	特整理番号	相互協議室への連絡	回付	許可等	取消し

備考 申請者は本枠内を記入してください。

納税の猶予申請書の記載要領等

1 この申請書は、租税特別措置法第66条の4の2《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》〔同法第66条の4の3第11項《外国法人の内部取引に係る課税の特例》及び第67条の18第10項《国外所得金額の計算の特例》において準用する場合を含みます。〕又は同法第68条の88の2《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》〔同法第68条の107の2第10項《連結法人の連結国外所得金額の計算の特例》において準用する場合を含みます。〕の規定に基づき、内国法人が租税条約の規定に従って、国税庁長官に対し、相互協議の申立てをした場合（外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る相手国等の権限ある当局に対し相互協議の申立てをした場合を含みます。）に、当該相互協議の申立てに係る同法第66条の4第17項第1号《国外関連者との取引に係る課税の特例》〔同法第66条の4の3第11項及び第67条の18第10項において準用する場合を含みます。以下同じ。〕に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額（連結法人にあっては同法第68条の88第18項第1号《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例》〔同法第68条の107の2第10項において準用する場合を含みます。以下同じ。〕）に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額）及び同法第66条の4第17項第3号（同法第66条の4の3第11項及び第67条の18第10項において準用する場合を含みます。以下同じ。）に掲げる更正決定により納付すべき地方税法の額（連結法人にあっては同法第68条の88第18項第3号（同法第68条の107の2第10項において準用する場合を含みます。以下同じ。））に掲げる更正決定により納付すべき地方税法の額）並びに当該法人税の額及び当該地方税法の額に係る加算税の額として租税特別措置法施行令第39条の12の2《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等》又は第39条の112の2《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等》に定めるところにより計算した金額を限度として、その納期限（納税の猶予の申請が当該納期限後であるときは当該申請の日）から、相互協議の合意に基づく更正があった日^(a)の翌日から1月を経過する日までの期間について、納税の猶予の申請を行うときに使用します（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」という。）第63条第12項《復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等》により、租税特別措置法第66条の4の2の規定が、復興財源確保法第63条第8項第1号に掲げる更正決定により納付すべき復興特別法人税の額及び当該復興特別法人税の額に係る加算税の額について準用される場合を含みます。）。

〔注〕1 納税の猶予は、上記の更正決定により納付すべき法人税の額及び地方税法の額のうち、相互協議の申立てに係る相手国等の権限ある当局との間の相互協議の対象となるものに限り、

2 相互協議の終了等により、合意に基づく更正がない場合等の猶予期間の終期は、国税庁長官がその旨を通知した日の翌日から1月を経過する日となります。

2 納税の猶予の申請に当たっては、申請者の納税地の所轄税務署長（国税局長に国税通則法第43条第3項《国税の徴収の所轄庁》の徴収の引継ぎがされているときは、当該国税局長）に、この申請書2部（正本及びその写し）及び4に掲げる添付書類2部を提出するとともに、納税の猶予に係る金額に相当する担保を提供してください。

3 各欄の記載は次によります。

- (1) 納税の猶予申請の根拠条文については、必要な条項を記入してください。
- (2) 「申請者」欄は、納税の猶予を受けようとする法人の名称、所在地（その納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、名称及び納税地並びにその本店又は主たる事務所の所在地）、法人番号及び代表者名を記載してください。
- (3) 「更正決定により納付すべき法人税等の額」欄は、相互協議の申立てに係る租税特別措置法第66条の4第17項第1号の更正決定に係る法人税（連結法人にあっては同法第68条の88第18項第1号の更正決定に係る法人税）及び同法第66条の4第17項第3号の更正決定に係る地方税法（連結法人にあっては同法第68条の88第18項第3号の更正決定に係る地方税法）の年度、納期限及び金額を記載し、備考欄にその法人税及び地方税法の事業年度を記載してください。
- (4) 「上記のうち納税の猶予を受けようとする金額」欄は、(3)の金額のうち納税の猶予を受けようとする法人税及び地方税法の年度、納期限及び金額を記載し、備考欄にその法人税及び地方税法の事業年度を記載してください。
- (5) 「担保」欄には、納税の猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合には、その申請時に提供しようとする国税通則法第50条各号《担保の種類》に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名又は名称及び住所又は居所（事務所及び事業所を含む。））その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）を記載してください。

4 この申請書には次の資料を添付してください。

- (1) 相互協議の申立てをしたことを証する書面（相手国等の権限ある当局に相互協議を申し立てている場合には、当該申立ての日本語訳を添付してください。）
- (2) 納税の猶予を受けようとする金額が租税特別措置法第66条の4第17項第1号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額（連結法人にあっては同法第68条の88第18項第1号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額）及び同法第66条の4第17項第3号に掲げる更正決定により納付すべき地方税法の額（連結法人にあっては同法第68条の88第18項第3号に掲げる更正決定により納付すべき地方税法の額）であること並びに当該法人税の額及び地方税法の額が相互協議の対象となるものであることを明らかにする書類

5 納税の猶予期間中は、納税証明書その3（未納税額のない証明）を発行することはできません。

納税の猶予申請書の記載要領等

1 この申請書は、租税特別措置法第66条の4の2《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》又は同法第68条の88の2《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》の規定に基づき、内国法人が租税条約の規定に従って、国税庁長官に対し、相互協議の申立てをした場合（外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る相手国等の権限ある当局に対し相互協議の申立てをした場合を含みます。）に、当該相互協議の申立てに係る租税特別措置法第66条の4《国外関連者との取引に係る課税の特例》第17項第1号及び同項第3号又は同法第68条の88《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例》第18項第1号及び同項第3号の更正決定により納付すべき法人税の額及び地方税法の額（当該相互協議の申立てに係る相手国等の権限ある当局との間の相互協議の対象となるものに限ります。）並びに当該法人税の額及び当該地方税法の額に係る加算税の額として租税特別措置法施行令第39条の12の2《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等》又は同法第39条の112の2《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等》に定めるところにより計算した金額を限度として、その納期限（納税の猶予の申請が当該納期限後であるときは当該申請の日）から、相互協議の合意に基づく更正があった日^(a)の翌日から1月を経過する日までの期間について、納税の猶予の申請を行うときに使用します（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」という。）第63条《復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等》第12項により、租税特別措置法第66条の4の2の規定が、復興財源確保法第63条第8項第1号に掲げる更正決定により納付すべき復興特別法人税の額及び当該復興特別法人税の額に係る加算税の額について準用される場合を含みます。）。

〔注〕相互協議の終了等により、合意に基づく更正がない場合等の猶予期間の終期は、国税庁長官がその旨を通知した日の翌日から1月を経過する日となります。

2 納税の猶予の申請に当たっては、申請者の納税地の所轄税務署長（国税局長に国税通則法第43条《国税の徴収の所轄庁》第3項の徴収の引継ぎがされているときは、当該国税局長）に、この申請書2部（正本及びその写し）及び4に掲げる添付書類2部を提出するとともに、納税の猶予に係る金額に相当する担保を提供してください。

3 各欄の記載は次によります。

- (1) 納税の猶予申請の根拠条文については、必要のない条項を二重線で抹消してください。
- (2) 「申請者」欄は、納税の猶予を受けようとする法人の名称、所在地（その納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、名称及び納税地並びにその本店又は主たる事務所の所在地）、法人番号及び代表者名を記載してください。
- (3) 「更正決定により納付すべき法人税等の額」欄は、相互協議の申立てに係る租税特別措置法第66条の4第17項第1号及び同項第3号又は同法第68条の88第18項第1号及び同項第3号の更正決定に係る法人税及び地方税法の年度、納期限及び金額を記載し、備考欄にその法人税及び地方税法の事業年度を記載してください。
- (4) 「上記のうち納税の猶予を受けようとする金額」欄は、(3)の金額のうち納税の猶予を受けようとする法人税及び地方税法の年度、納期限及び金額を記載し、備考欄にその法人税及び地方税法の事業年度を記載してください。
- (5) 「担保」欄には、納税の猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合には、その申請時に提供しようとする国税通則法第50条各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名又は名称及び住所又は居所（事務所及び事業所を含む。））その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）を記載してください。

4 この申請書には次の資料を添付してください。

- (1) 相互協議の申立てをしたことを証する書面（相手国等の権限ある当局に相互協議を申し立てている場合には、当該申立ての日本語訳を添付してください。）
- (2) 納税の猶予を受けようとする金額が租税特別措置法第66条の4第17項第1号及び同項第3号又は同法第68条の88第18項第1号及び同項第3号に掲げる更正決定により納付すべき法人税及び地方税法の額であること及び当該法人税及び地方税法の額が相互協議の対象となるものであることを明らかにする書類

5 納税の猶予期間中は、納税証明書その3（未納税額のない証明）を発行することはできません。

担 保 提 供 書									
税 務 署 長 殿		担保提供者 (納税者)		所在地		年 月 日			
納税の猶予に係る下記税金の担保として、次の物件を提供します。									
代表者氏名		法人の名称		担保物件の表		額		備 考	
年度	税 目	納期限	本 額	予 税	加 算 税	延 滞 税	利 子 税	滞 納 処 分 費	備 考
	法人税	・ ・						円(利率による金額) 円	
	地方法人税	・ ・						円(利率による金額) 円	
		・ ・						円(利率による金額) 円	
		・ ・						円(利率による金額) 円	
		・ ・						円(利率による金額) 円	
		・ ・						円(利率による金額) 円	
		・ ・						円(利率による金額) 円	
		・ ・						円(利率による金額) 円	
納税の猶予に係る上記税金の納税担保として、上記物件の提供を承諾します。									
担保物件の所有者		住所 (所在地)		年 月 日		担保物件の所有者		氏名 (名称)	
添付書類								印	

(同 左)

担保提供書の記載要領等

- 1 この担保提供書は、租税特別措置法第 66 条の 4 の 2 第 1 項《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》（同法第 66 条の 4 の 3 第 11 項《外国法人の内部取引に係る課税の特例》又は第 67 条の 18 第 10 項《国外所得金額の計算の特例》において準用する場合を含みます。）又は同法第 68 条の 88 の 2 第 1 項《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》（同法第 68 条の 107 の 2 第 10 項《連結法人の連結国外所得金額の計算の特例》において準用する場合を含みます。）に規定する納税の猶予（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」という。）第 63 条第 12 項《復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等》により、租税特別措置法第 66 条の 4 の 2 の規定が、復興財源確保法第 63 条第 8 項第 1 号に掲げる更正決定により納付すべき復興特別法人税の額及び当該復興特別法人税の額に係る加算税の額について準用される場合を含みます。）を受けるため担保を提供する場合に、担保提供者（納税者）が作成し、納税の猶予申請書と併せて提出してください。
- 2 この担保提供書は、担保の種類ごとに別紙に記載してください。また、担保の種類に応じて、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面（納税保証書）その他の担保の提供に関する書類をこの担保提供書に併せて提出してください。
- 3 担保提供者と担保物件の所有者が異なる場合には、担保物件の所有者の署名押印を受け、かつ、その所有者の印鑑証明書を添付してください。
なお、担保が保証人の保証の場合には、この担保提供書への保証人の署名押印は必要ありません。
- 4 「猶予税額」欄の「備考」欄は、納税の猶予に係る法人税及び地方法人税の事業年度を記載してください。

担保提供書の記載要領等

- 1 この担保提供書は、租税特別措置法第 66 条の 4 の 2 第 1 項又は同法第 68 条の 88 の 2 第 1 項に規定する納税の猶予を受けるため担保を提供する場合に、担保提供者（納税者）が作成し、納税の猶予申請書と併せて提出してください。
- 2 この担保提供書は、担保の種類ごとに別紙に記載してください。また、担保の種類に応じて、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面（納税保証書）その他の担保の提供に関する書類をこの担保提供書に併せて提出してください。
- 3 担保提供者と担保物件の所有者が異なる場合には、担保物件の所有者の署名押印を受け、かつ、その所有者の印鑑証明書を添付してください。
なお、担保が保証人の保証の場合には、この担保提供書への保証人の署名押印は必要ありません。
- 4 「猶予税額」欄の「備考」欄は、納税の猶予に係る法人税の事業年度を記載してください。

別紙様式6-3

所在地	
名称	

あなた（貴社）が、この納税の猶予許可について不届があるときは、この通知を交付した日の翌日から起算して2か月以内には、審査請求のいすれかを提出し、審査請求することになります。
なお、この処分に対する行政訴訟の提起に関する事項については、裏面をご覧ください。

京都国税事務所

納税の猶予許可通知書

年 月 日

年 月 日付で納税の猶予申請があったあなた（貴社）の国税については下記のとおり許可しましたから、の規定により通知します。

年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考	
猶予税額	法人税 地方法人税				"	"	"		
猶予税額					"	"	"		
猶予税額					"	"	"		
猶予税額					"	"	"		
猶予税額					"	"	"		
猶予税額					"	"	"		
猶予税額					"	"	"		
猶予税額					"	"	"		
猶予税額					"	"	"		
猶予期間	年 月 日から 年 月 日までの期間								
該当条項	該当							担保	

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。
連絡先 () 内線) △
担当 電話

別紙様式6-3

所在地	
名称	

あなた（貴社）が、この納税の猶予許可について不届があるときは、この通知を交付した日の翌日から起算して2か月以内には、審査請求のいすれかを提出し、審査請求することになります。
なお、この処分に対する行政訴訟の提起に関する事項については、裏面をご覧ください。

京都国税事務所

納税の猶予許可通知書

年 月 日

年 月 日付で納税の猶予申請があったあなた（貴社）の国税については下記のとおり許可しましたから、の規定により通知します。

年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考	
猶予税額	法人税 地方法人税				"	"	"		
猶予税額					"	"	"		
猶予税額					"	"	"		
猶予税額					"	"	"		
猶予税額					"	"	"		
猶予税額					"	"	"		
猶予税額					"	"	"		
猶予税額					"	"	"		
猶予税額					"	"	"		
猶予期間	年 月 日から 年 月 日までの期間								
該当条項	租税特別措置法第66条の4の2第1項 租税特別措置法第68条の8第1項 該当							担保	

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。
連絡先 () 内線) △
担当 電話

別紙様式6-6

所在地	
名称	

あなた（貴社）が、この納税の猶予許可について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して、2月以内に、国税不服審判官に審査請求のいづれかを提起することになります。なお、この処分に対する行政訴訟の提起に関する事項については、裏面をご覧ください。

納税の猶予額変更通知書
 年 月 日
 国税局長 印

年 月 日付で納税の猶予許可を行ったあなた（貴社）の国税については下記のとおり納税の猶予に係る金額が変更となりましたので通知します。

年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
猶予期限が満了する額	法人税 地方法人税							
引き継ぎ納税額	法人税 地方法人税							
担保額								
猶予額								
担保額								
変更理由	年 月 日付 年 月 日付 どの相互協議の合意(終了・取下げ)により							

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 () 内線) 担当 電話

別紙様式6-6

所在地	
名称	

あなた（貴社）が、この納税の猶予許可について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して、2月以内に、国税不服審判官に審査請求のいづれかを提起することになります。なお、この処分に対する行政訴訟の提起に関する事項については、裏面をご覧ください。

納税の猶予額変更通知書
 年 月 日
 国税局長 印

年 月 日付で納税の猶予許可を行ったあなた（貴社）の国税については下記のとおり納税の猶予に係る金額が変更となりましたので通知します。

年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
猶予期限が満了する額	法人税 地方法人税							
引き継ぎ納税額	法人税 地方法人税							
担保額								
猶予額								
担保額								
変更理由	年 月 日付 年 月 日付 どの相互協議の合意(終了・取下げ)により							

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 () 内線) 担当 電話

別紙様式7

仲 裁 要 請 書

※ 整理番号
※ 連結グループ整理番号

平成 年 月 日 国税庁長官 殿	親 法 人	(フリガナ)	
	連 単 結 体	法人名又は氏名	印
		法人番号又は個人番号	<small>個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。</small>
	法 人	納 税 地	〒 - (局 署)
		(フリガナ)	
	人	法人の代表者氏名	印
		(フリガナ)	
責任者氏名	(役職名) 電話 () - (内線)		
相互協議申立書提出年月日		平成 年 月 日	

租税条約の規定に基づき、仲裁の要請を行います。

連 結 子 法 人	(フリガナ)	
	法 人 名	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 - (局 署)
	(フリガナ)	
	代表者氏名	
責任者氏名	(役職名) 電話 () -	

相互協議の相手国等		
国 外 関 連 者 側	名 称	
	本店所在地等	
相手国等での相互協議申立ての有無		<input type="checkbox"/> 有 (西暦 年 月 日) <input type="checkbox"/> 無

仲 裁 の 要 請 の 対 象 事 項 及 び 年 度	仲 裁 の 要 請 は、	<input type="checkbox"/> 相互協議申立事項の全部を対象とします。 <input type="checkbox"/> 相互協議申立事項の一部を対象とします。
	(相互協議申立事項の一部を対象とする場合の仲裁の要請の対象とする事項及び年度に関する説明)	

別紙様式7

仲 裁 要 請 書

※ 整理番号
※ 連結グループ整理番号

平成 年 月 日 国税庁長官 殿	親 法 人	(フリガナ)	
	連 単 結 体	法人名又は氏名	印
		法人番号又は個人番号	<small>個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。</small>
	法 人	納 税 地	〒 - (局 署)
		(フリガナ)	
	人	法人の代表者氏名	印
		(フリガナ)	
責任者氏名	(役職名) 電話 () - (内線)		
相互協議申立書提出年月日		平成 年 月 日	

租税条約の規定に基づき、仲裁の要請を行います。

連 結 子 法 人	(フリガナ)	
	法 人 名	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 - (局 署)
	(フリガナ)	
	代表者氏名	
責任者氏名	(役職名) 電話 () -	

相互協議の相手国等		
国 外 関 連 者 側	名 称	
	本店所在地	
相手国等での相互協議申立ての有無		<input type="checkbox"/> 有 (西暦 年 月 日) <input type="checkbox"/> 無

仲 裁 の 要 請 の 対 象 事 項 及 び 年 度	仲 裁 の 要 請 は、	<input type="checkbox"/> 相互協議申立事項の全部を対象とします。 <input type="checkbox"/> 相互協議申立事項の一部を対象とします。
	(相互協議申立事項の一部を対象とする場合の仲裁の要請の対象とする事項及び年度に関する説明)	

仲裁要請書の記載要領等

1 この要請書は、租税条約の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵・自治省令第1号）第12条第3項又は第4項《租税条約の規定に適合しない課税に関する申立て等の手続》の規定に従って、我が国の居住者、内国法人又は日本国籍を有する非居住者が、我が国の権限ある当局に仲裁の要請を行うときに使用します。

2 仲裁の要請に当たっては、この要請書1部を、国税庁相互協議室に提出してください。なお、仲裁の要請は、租税条約の規定に基づき我が国の権限ある当局に申立てられた事案が相手国等の権限ある当局に対して提示された日から租税条約に規定する期間を経過した日から行うことができます。

3 各欄の記載は次によります。

- (1) 「要請法人」欄は、要請者が法人である場合のみ、「単体法人」又は「連結親法人」のいずれかひとつを選択し、「レ」印等を記載してください。連結法人にかかる申立人は「連結親法人」となります。
- (2) 「法人番号又は個人番号」欄には、要請者の法人番号又は個人番号を記載してください。
- (3) 「責任者氏名」欄は、この要請に係る責任者の氏名及び電話番号を記載してください。
- (4) 仲裁の要請の対象となる取引の当事者が「連結子法人」であるときには、「連結子法人」欄に、当該連結子法人の本店所在地、法人名等を記載してください。

「連結法人」と「要請法人」との関係は、以下の通りとなります。「連結子法人」が複数ある場合には、適宜の用紙に記載してください。

対象取引の当事者	「要請法人」欄	「連結子法人」欄
連結親法人		記載不要
連結子法人	連結親法人	要記載

- (5) 「国外関連者等」欄には、この仲裁の要請が移転価格課税に係るものである場合に当該移転価格課税に係る国外関連者又は相手国等にある恒久的施設について記載してください。「国外関連者等」が複数ある場合には、適宜の用紙に記載してください。
- (6) 「仲裁の要請の対象事項及び年度」欄は、仲裁の要請の対象事項及び年度として該当するいずれかの□欄に「レ」印を付した上、相互協議申立事項の一部を対象とする場合には、仲裁の要請の対象とする事項及び年度に関する説明を記載してください（なお、本欄については英訳文も併記してください）。
- (7) 「仲裁の要請の対象となる所得金額等」欄は、仲裁の要請が相互協議申立事項の一部を対象とする場合に、我が国又は相手国等における課税により増加した所得金額及び税額（その事案が源泉徴収に関するものである場合には、源泉徴収対象金額及び税額、以下同じ。）を事業年度（年分）ごとに区分して記載してください。
 なお、源泉所得税額については金額の頭部に「(原)」と表示してください。
 (注) この要請が相手国等における課税に係るものである場合には、その課税により増加する所得金額及び税額を事業年度終了の日（個人にあつては、その年の12月31日）における外国為替銀行の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値により円換算し、その円換算額を相手国等通貨による金額と併せて記載してください。
- (8) 「仲裁の要請の対象となる事項についての不服申立て又は訴えの状況」欄は、仲裁の要請の対象となる事項について、要請者又はその国外関連者が当該課税について不服申立て又は訴えの提起をしている場合に、この要請書を提出した日の現況に基づいて不服申立て又は訴えの状況を記載してください。なお、「不服申立て又は訴えの提起先」欄には、該当する行政不服審判所又は裁判所の名称を記載してください。
 また、仲裁の要請は、裁決又は判決（相手国等における当該裁決又は判決に相当するものを含む。）が瑕疵にあった場合は行うことができません。裁決又は判決がないことを確認し、「裁決又は判決等がない旨」欄の該当箇所それぞれ「レ」印等を記載してください。

4 国税庁相互協議室への連絡

- (1) この要請書に誤り又は重要な変更があった場合には、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。
- (2) この要請書を提出してから我が国又は相手国等における不服申立て又は訴えの状況に変化があった場合には、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。

5 その他

国税庁相互協議室では、仲裁の要請についての事前相談に応じています（連絡先：相互協議第一係：03-3581-5451（代表））。

仲裁要請書の記載要領等

1 この要請書は、租税条約の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵・自治省令第1号）第12条《租税条約の規定に適合しない課税に対する申立ての手続》第3項又は第4項の規定に従って、我が国の居住者、内国法人又は日本国籍を有する非居住者が、我が国の権限ある当局に仲裁の要請を行うときに使用します。

2 仲裁の要請に当たっては、この要請書1部を、国税庁相互協議室に提出してください。なお、仲裁の要請は、租税条約の規定に基づき我が国の権限ある当局に申立てられた事案が相手国等の権限ある当局に対して提示された日から2年を経過した日から行うことができます。

3 各欄の記載は次によります。

- (1) 「要請法人」欄は、要請者が法人である場合のみ、「単体法人」又は「連結親法人」のいずれかひとつを選択し、「レ」印等を記載してください。連結法人にかかる申立人は「連結親法人」となります。
- (2) 「法人番号又は個人番号」欄には、要請者の法人番号又は個人番号を記載してください。
- (3) 「責任者氏名」欄は、この要請に係る責任者の氏名及び電話番号を記載してください。
- (4) 仲裁の要請の対象となる取引の当事者が「連結子法人」であるときには、「連結子法人」欄に、当該連結子法人の本店所在地、法人名等を記載してください。

「連結法人」と「要請法人」との関係は、以下の通りとなります。「連結子法人」が複数ある場合には、適宜の用紙に記載してください。

対象取引の当事者	「要請法人」欄	「連結子法人」欄
連結親法人		記載不要
連結子法人	連結親法人	要記載

- (5) 「国外関連者」欄には、この仲裁の要請が移転価格課税に係るものである場合に当該移転価格課税に係る国外関連者について記載してください。「国外関連者」が複数ある場合には、適宜の用紙に記載してください。
- (6) 「仲裁の要請の対象事項及び年度」欄は、仲裁の要請の対象事項及び年度として該当するいずれかの□欄に「レ」印を付した上、相互協議申立事項の一部を対象とする場合には、仲裁の要請の対象とする事項及び年度に関する説明を記載してください（なお、本欄については英訳文も併記してください）。
- (7) 「仲裁の要請の対象となる所得金額等」欄は、仲裁の要請が相互協議申立事項の一部を対象とする場合に、我が国又は相手国等における課税により増加した所得金額及び税額（その事案が源泉徴収に関するものである場合には、源泉徴収対象金額及び税額、以下同じ。）を事業年度（年分）ごとに区分して記載してください。
 なお、源泉所得税額については金額の頭部に「(原)」と表示してください。
 (注) この要請が相手国等における課税に係るものである場合には、その課税により増加する所得金額及び税額を事業年度終了の日（個人にあつては、その年の12月31日）における外国為替銀行の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値により円換算し、その円換算額を相手国等通貨による金額と併せて記載してください。
- (8) 「仲裁の要請の対象となる事項についての不服申立て又は訴えの状況」欄は、仲裁の要請の対象となる事項について、要請者又はその国外関連者が当該課税について不服申立て又は訴えの提起をしている場合に、この要請書を提出した日の現況に基づいて不服申立て又は訴えの状況を記載してください。なお、「不服申立て又は訴えの提起先」欄には、該当する行政不服審判所又は裁判所の名称を記載してください。
 また、仲裁の要請は、裁決又は判決（相手国等における当該裁決又は判決に相当するものを含む。）が瑕疵にあった場合は行うことができません。裁決又は判決がないことを確認し、「裁決又は判決等がない旨」欄の該当箇所それぞれ「レ」印等を記載してください。

4 国税庁相互協議室への連絡

- (1) この要請書に誤り又は重要な変更があった場合には、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。
- (2) この要請書を提出してから我が国又は相手国等における不服申立て又は訴えの状況に変化があった場合には、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。

5 その他

国税庁相互協議室では、仲裁の要請についての事前相談に応じています（連絡先：相互協議第一係：03-3581-5451（代表））。